第2次 亀山市地域福祉活動計

~ともに支え合い ともに暮らせる ふくし のまち~



- 共助と共生の地域社会を築こう -



近年、少子高齢化や核家族の進展、共働き世帯やひとり親世帯の増加などに加え、 地域の希薄化や低所得・貧困層の拡大などさまざまな要因が絡み合い、既存の社会保 障や福祉施策による対応だけでは福祉課題の解決が困難になってきており、地域住民 が抱える多様化、複雑化する福祉課題を解決していくため、社会福祉協議会が果たす 役割は極めて重要であると認識しております。

また、改正社会福祉法が施行され、社会福祉法人には、これまで以上に経営組織のガバナンス強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組みを実施する責務などが求められることになり、社会福祉協議会を取り巻く環境も大きく変わろうとしています。

このような中、社会福祉協議会は地域福祉の要として、市民の皆様にとって身近な存在となり、さまざまな地域課題の解決に向け、一緒に考えながら「地域共生社会」の実現を目指して、第2次亀山市地域福祉活動計画(計画期間:2017年(平成29年)度~2021年(平成33年)度)を策定いたしました。

本計画においては、亀山市の行政計画である「第2次地域福祉計画」の基本理念「ともに支え合い ともに暮らせる ふくしのまち 一共助と共生の地域社会を築こうー」と共通の理念を掲げています。

この理念に基づき、「コミュニティソーシャルワークの充実」と「福祉総合相談機能の充実」の2つの横断的な取り組み方針を示すとともに、社会福祉協議会の組織体制や財政基盤の強化を図ってまいります。

今後、関係機関の皆様と協働して、本計画の推進に取り組んでまいりますので格別なるご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたり、ご尽力賜りました、策定委員の皆様をはじめ、地区 懇談会や団体ヒアリング等にご協力いただいた皆様に深く感謝を申し上げます。

2018 (平成30) 年1月

社会福祉法人 亀山市社会福祉協議会 会 長 楳 谷 英 一



目	次	
	第1章	章 はじめに
	1	地域福祉活動計画とは1
	2	計画策定の趣旨2
	3	計画の期間3
	第2章	章 地域福祉課題の整理
	1	地区懇談会の実施4
	2	団体ヒアリングの実施6
	3	地域福祉課題に対する意見の整理結果7
	4	地域福祉課題のまとめ11
	第3章	章 地域福祉を進めるための基本的な考え方【総論 】
	1	基本理念14
	2	基本目標15
	3	地域のとらえ方16
	4	計画の体系17
	5	地域福祉活動の取り組み方針18
	第4章	章 地域福祉に関する取り組みの展開【各論】
	1	地域福祉を支える人材の育成と自立支援の推進19
	2	地域の連携で安心を生み出す環境づくり29
	3	身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進42
	第5章	章 社会福祉協議会の基盤強化
	1	基盤強化に取り組む背景48
	2	現状と課題48
	3	運営基盤の強化49
	第6章	章 計画の推進にあたって
	1	計画の進行管理51
	資料網	編(参考資料)
	1	・
	2	各地区の人口・社会資源の状況53
	3	策定終過等 65

第1章 はじめに

1 地域福祉活動計画とは

誰もが、住み慣れた地域で、安心した暮らしを続けられるよう、住民と福祉関係の事業者・団体、行政が、力を合わせて地域の福祉課題の解決に取り組むしく みが地域福祉です。

市町村においては、この地域福祉を進めるための行政計画として「市町村地域福祉計画」を定めるよう努めることが、社会福祉法第107条に規定されています。これと対をなすのが市町村社会福祉協議会が定める「地域福祉活動計画」です。

地域福祉計画が「地域福祉の基盤となる仕組みを計画すること」に主眼があるのに対し、地域福祉活動計画は「地域における福祉活動を具体的に定めること」を中心的な目的としています。従って、地域福祉を総合的に推進するためには、地域福祉計画と地域福祉活動計画は、それぞれ単独ではなく、連携しながら展開していくことが大切になります。

2 計画策定の趣旨

亀山市社会福祉協議会(以下、「社協」という。)では、平成24年3月に「亀山市地域福祉活動計画」を策定し、市が策定した「亀山市地域福祉計画」と協調しながら、市内各地域における地域福祉活動にかかわる支援、事業を進めてきました。

近年、少子化・高齢化とともに人口減少が進み、「支えられる人」が増える一方で、「支える人」がますます減ってきています。このことから、これまでの「支え手側」と「受け手側」に分かれた考え方ではなく、あらゆる市民が役割を担い(=我が事¹)、支え合うとともに、既存の縦割りのシステムを総合的な支援のしくみ(=丸ごと²)に転換することによって「地域共生社会」を実現しようという施策が求められることとなり、国では平成28年7月に「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」を立ち上げたところです。

一方、市内の各地域ではサロンが開催されたり、住民どうしの見守りや支え合いの活動が行われたりと、さまざまな福祉活動が進んでいます。また、まちづくりの基本となる「亀山市まちづくり基本条例」を背景として、地域まちづくり協議会が全地区に設置されるなど、地域福祉を取り巻く状況も変化してきています。

本計画は、本市における従来からの地域の絆やつながりを生かしつつ、地域まちづくり協議会などを含めた地域福祉のネットワークを強化し、市民が主体となった地域福祉活動がより一層進められるよう支援することによって、多様な人びとがともに暮らせる「地域共生社会」の実現を目指して策定するものです。

¹「我が事」とは、福祉は与えるもの、与えられるものといったように、「支える側」と「受け手側」に分かれるのではなく、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組むこと。

²「丸ごと」とは、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組むしくみとして、地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備(対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスも含む。)を進めていくこと。

3 計画の期間

本計画は、「第2次亀山市地域福祉計画」と同じく、基本理念や基本目標などの「総論」部分は、第2次亀山市総合計画基本構想と合わせて平成37年度までを計画期間とし、また、施策の方向などの「各論」部分は、総合計画の基本計画(前期・後期)と期間を合わせることとします。

۲. 4.	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
年度	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)
	地域社	福祉	第 2 次地域福祉活動計画(総論)							
	活動詞		前期計画期間(各論) 後期計画期間(期間(各論		
	地域福	晶祉	第2次地域福祉計画(総論)							
	計画	計画		期計画期	間(各論)	後	期計画期	期間(各論	
				!	第2次総	合計画.	基本構想	想		
			前	期基本計	画			後期基	本計画	

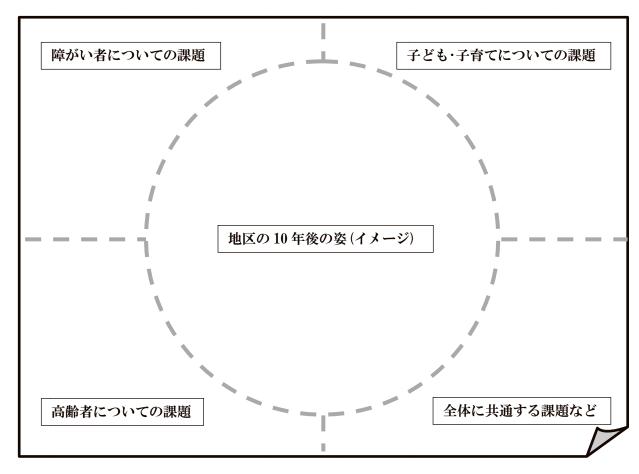
第2章 地域福祉課題の整理

1 地区懇談会の実施

地域福祉活動計画の策定にあたって、市内各地区における福祉課題などを把握するため、まちづくり協議会ごとに地区懇談会を開催しました。

日程	会場	地区名	参加人数
平成 28 年			
8月20日(土)19:30~	昼生地区コミュニティセンター	昼生	17 人
8月27日(土)19:00~	井田川地区南コミュニティセンター	井田川南	32 人
8月30日(火)13:30~	天神·和賀地区コミュニティセンター	天神·和賀	12 人
		南部	15 人
9月7日(水)13:30~	総合保健福祉センター(あいあい)	城西	6人
		城東	6人
		御幸	4人
9月8日(木)10:00~	白川地区コミュニティセンター	白川	13 人
9月9日(金)19:00~	関文化交流センター	関宿	23 人
		関北部	5人
		関南部	5人
		坂下	6人
9月10日(土)19:00~	神辺地区コミュニティセンター	神辺	23 人
9月15日(木)19:00~	川崎地区コミュニティセンター	川崎	17 人
9月16日(金)19:00~	野登地区コミュニティセンター	野登	19 人
9月17日(土)10:00~	井田川地区北コミュニティセンター	井田川北	41 人
9月17日(土)19:00~	林業総合センター	加太	13 人
9月20日(火)10:00~	総合保健福祉センター(あいあい)	野村	5人
		城北	6人
9月30日(金)13:30~	総合保健福祉センター(あいあい)	本町	10 人
		北東	7人
		東部	8人

懇談会は、①「地区における福祉面の課題を出し合う」、②「地区の 10 年後の 姿 (イメージ) を考える」、③「自分たちにできることを考える」という3つの要素のプログラムによって、下図の様式を用いたワークショップ形式で行いました。







2 団体ヒアリングの実施

地域福祉活動計画の策定にあたって、市内で活動する地域福祉にかかわる諸団体に対し、活動における課題などについての聴き取りを行いました。

日程	会場	団体名	参加人数
平成 28 年			
10月19日(水)13:30~	総合保健福祉センター	民生委員児童委員協議会	8人
		連合会 主任児童部会	
10月27日(木)15:00~	総合保健福祉センター	傾聴かめやま	4人
10月28日(金)10:00~	総合保健福祉センター	ボランティア連絡協議会	7人
11月4日(金)9:30~	総合保健福祉センター	老人クラブ連合会	7人
11月14日(月)19:00~	川崎小学校	PTA連絡協議会	7人
11月16日(水)18:00~	総合保健福祉センター	日本語教室「はじめのい	5人
		っぽ」	
11月25日(金)10:00~	総合保健福祉センター	福祉関係施設	3人
		・特別養護老人ホーム	
		野村きぼう苑	
		・亀山老人保健施設	
		・特定非営利法人夢想会	
		夢想工房	
11月30日(水)17:00~	総合保健福祉センター	民生委員児童委員協議会	4人
		連合会	
12月8日(木)10:00~	総合保健福祉センター	障害者福祉協会	8人

3

3 地域福祉課題に対する意見の整理結果

地区懇談会と団体ヒアリングでの主だった意見を分類・整理します。

分類		地区懇談会での意見	団体ヒアリングでの意見
障 が	理解	● 情報が少ないうえ、個人情報保護による 壁もあり、障がい者の存在が見えづらい。	● 障がい者に対する社会の認識はまだまだ 不十分である。
い者に関	情 報	● 障がい者に対する理解が不十分であるため、どのように手助けすべきか分からない。● 障がい者と健常者との接点がない。	● 内部障がい、精神障がい、発達障がいなど、外見からはわかってもらいづらい障がいがある。
する課題		● 库70 0 ···自己使用,自己0.71及////3 ·60 。	● 災害時などに援助できるよう、普段から状況を把握しておく必要があるが、個人情報保護のために転入者の情報が全くない。
			● 障がい者の情報をどこかで一元管理する 必要がある。
			● 事業所が一貫して面倒をみることで、障が い者どうしの交流や地域との接点がなくなっている。
			● 「あいあい」の空き部屋を開放するなど、障がい者が集まれる場所をつくって欲しい。
	自立支援	● 自立が難しいため、経済的に困っている人 がいる。	● 自立支援協議会に商工の関係者が入って いるが、機能していない。
	文 援		● 事業所は増えたが、障がい者の就労支援 ではなく、サービスの利用者集めになって いる。
			● 一人ひとりに合った役割を与えられることで、力を発揮することができる。 高齢者も同じである。
	手助け	災害時の支援体制ができていない。●障がい者支援の社会資源が少ない。	● 障害者協会会員の高齢化によって、自分 たちでできないことが増加している。ボラン ティアに手伝ってもらえるとありがたい。
			● 施設でサービスは受けていても、家に帰っ た時の困りごとの相談先がない。

分類		地区懇談会での意見	団体ヒアリングでの意見
高齢者に関する課題	理解·情報	 アパート暮らし、一人暮らしや二人暮らしが増え、近所付き合いも少なくなっている。 付き合いが苦手な人もおり、閉じこもりがちになる。 老人クラブへ入会しない人が多い。 「日中独居」が気がかりである。 	 支援が必要であるにもかかわらず、地域の中で埋もれている人は多い。 一人暮らし高齢者は民生委員などが見守りをしているが、家族と同居している人の中に問題が隠れていることがある。 日中一人で過ごす高齢者を預かる宅老所があればと思う。 情報を収集し、どんなニーズがあるかを教えて欲しい。
	健康・生きがい	 交流の場、集いの場がない。サロンや行事があっても遠い。 楽しみが少ない。楽しく過ごせる場がない。 リーダーが必要。行事の支援者がいない。 高齢者の能力が生かされていない。 	 組織に入るのは煩わしく、自分のしたいことをしたい人や、働き続ける人が増え、老人クラブが弱体化している。 リタイア後も、毎日の生活のベースとなるものが必要である。 ヘルパー講習会を開催し、介護ボランティアを認定して、働くきっかけとしてはどうか。
	手助け	 ●一人暮らしの人の日常生活のフォローができていない(ごみ出し、買い物、通院、書類提出など)。 ●認知症の人の徘徊が問題である。 ●困ったときに果たしてだれが支えるのか。民生委員だけでは支えきれない。 ●福祉委員の年齢も高く、「老老」の共助になっている。 ●福祉活動が手薄になっている。 ●活動資金が不足している。 	 新しい総合事業の中で、傾聴の役割はますます大きくなるだろう。 老人クラブとして総合事業への期待はあるが、生活支援サービスの担い手となるかどうかは会員内でも両論ある。 総合事業で生活が維持できるのか、状況が悪化しないか心配である。 ボランティア団体は、活動のマンネリ化と会員の高齢化が課題である。 介護の事業所も人手に余裕がなく、ボランティア頼みのところがある。 ボランティアは個々に活動しており、全体の情報共有や伝達に難がある。 生活支援コーディネーターとしての情報交換の場を設けてもらいたい。 多様な団体が連携するしくみはあるが、個人情報の問題で機能させづらい。 支援を必要とする人を見つけたらすぐ相談できる窓口が欲しい。地域包括支援センターでは支援の手が個人まで届かない。
	医療介護	近くに医療機関がなく、在宅医療に力を入れて欲しい。介護施設が少ない。近くにない。	● 事業所間の連携が必要であり、法人全体 をつなぐネットワークがあると良い。

分類		地区懇談会での意見	団体ヒアリングでの意見
子ども・子育てに関する課題	少子化	 子どもが少なく、活気がない。子どもの社会性が育たないし、子ども会などの活動もできない。学校もなくなるのではないか。 子どもの姿を見かけず、地域とのかかわりが薄くなる。 少子化は、地区による差がありすぎる。 	● 子どもに関する情報がなく、活動しづらい。 主任児童委員があまり知られていない。● 校区に一人の主任児童委員なので、大きな学校、広い校区では、隅々まで状況を 把握するのは難しい。
	健全育成	 子どもが外で遊ばず、ゲームや塾に時間を割いている。 遊び場、放課後の居場所がない。 地域で見守る体制ができていない。 大人と子どもの交流がない。 PTAや学校とのつながりがない。 	● PTAの役員のなり手がいない。市P連の活動を市民に知ってもらうことが課題である。● 保護者の温度差が大きい。意識の低い人をいかに引き出すかが課題である。● 活動への保護者の参加率が極端に下がっている。PTAの役割を見直す時期に来ている。
	子育て支援	●子育て支援や相談の場がない。●保育園や学童保育が近くにない。●家庭の子育て能力が低下している。●食事が一日1回という子がおり、貧困の子どもへの支援が求められる。	 ● DVなど問題のある家庭が増えているが、実態は見えづらい。虐待は0歳が多いが、未就園児と母親の問題は見つけにくい。 ● サロン活動などの場に出てこない人をいかに引き出すことができるかが課題である。 ● 若い母親の傾聴も必要である。 ● 相談を受けたり、見聞きした問題を、どこに相談したらよいかが分からない。 ● 問題を整理し、一人の子どもを継続して、きめ細かく見てもらえる体制が欲しい。 ● 学習支援と絡めた「子ども食堂」はどうか。
全体に共通する課題、その他の課題	住民自治	 近所づきあいが希薄化している。 自治会に入らない人が増えている。 組織化するのが難しくなっている。 役を引き受ける人がいない。自分のことで手一杯である。 世代間のつながり、交流が少ない。 地域の行事が少なくなっている。 協力・共助・福祉の意識が低い。 	 まちづくり協議会を中心にして、老人クラブ、子ども会、婦人会、民生委員などが連携し、みんなで取り組んでいけばよい。 自主防災組織との連携が必要である。 リーダーを養成し、地域活動に対する報酬があるといったしくみが必要である。 各団体が似たような活動をしているので、市全体での調整が必要である。 地区では、一人何役でも兼務している人がいるので、負担が大きい。 退職後も働く人が増え、民生委員のなり手がいない。 民生委員には地域の社会資源をある程度把握してもらいたい。福祉委員の役割も明確にすべき。

分類		地区懇談会での意見	団体ヒアリングでの意見		
全体に	多文化	● 外国籍の人とのかかわりが少ない。	● 文書が読めず、制度を知らない。特に、教育と病気に関する情報が求められている。		
2共通-	共生		■ 困りごとのほとんどは、日本語ができないことに起因している。		
に共通する課題、			● 日本人と外国人が互いにどう接したらよい か分からず、敬遠し合っているようだ。		
その			● 地区の旧来のルールを理解できない。時 代の変化に合わせ、自治会等も変わって いかなければならない。		
他の課題			● 自動車に乗れない日本語教室学習者に は、青少年研修センターが利用しづらい。		
退			● サロンのような気軽な場所があると良い。		
	利便性	交通手段が少なく不便。タクシー券が不足する。市の中心部から遠いところは配慮して欲しい。日常生活を支えるための施設がない(医療機関、店舗、公共施設など)。	● 周辺部に住む障がい者は、交通手段がなく、「あいあい」での行事に参加できない。		
			● サロンまで行けない人を送迎するため、交		
			通手段を確保して欲しい。		
	環	● まだまだバリアが多く、外出しづらい。	●一人暮らしの人が入院・入所すると、個人		
	環境·安全	● 空き家・空き地が増えてきている。雑草の 手入れができていない。	情報保護のために連絡が取れなくなる。空 き家になり、管理に困ることになる。		
	土	● 耕作放棄が増え、獣害に悩まされている。			
		● 高齢者などが自動車事故を起こしたり、犯 罪、特殊詐欺被害に遭ったりする懸念があ る。			
		● 通学路に危険な箇所がある。通過交通量が多く、危険である。			
	その	● 市内の働く場が少ない。	● 年金が少ない、ローンを抱えるなどで、貧 田宝度の問題が描えている		
	の 他	● 予算が年々厳しくなり、活動への補助金が ばっている	困家庭の問題が増えている。		
	-	減っている。	● サロン活動などに対する補助金が他県に 比べて少ない。		

4 地域福祉課題のまとめ

以上の意見整理の結果から、地域福祉計画及び地域福祉活動計画による取り組みが進んだ成果があるなかで、次のような地域福祉課題が浮かび上がってきました。

(1) 地域福祉の課題

1. 相互理解と的確な支援につなげるための「状況把握と共有」

地域においては民生委員・児童委員や福祉委員をはじめとする方々が、福祉課題につながる情報の把握に努められています。そうした状況であっても障がい者の情報や、外国籍住民などのマイノリティ(少数者)の情報はまだまだつかみきれておらず、何に困っているのか、どういうニーズを持っているのかが必ずしも把握できていないという問題があります。

また、一般的に核家族化した家族から子ども世代が自立して転出すると、高齢夫婦のみの世帯となり、やがてひとり暮らしとなります。こうした人の中には閉じこもりがちの人もおり、地域から孤立していく懸念がありますが、個人情報保護のために支援すべき個人や家庭の情報が支援者の間で共有されないといった問題があります。

今後、こうした人びとを支援するためには、支援を求める人が必要な情報を開示し、支援する人がその情報を把握することにより、地域の中で支援を求める人と支援する人がお互いの理解を深め、共有できるようにすることが求められます。

2. 地域の社会資源を効果的につなぐための「コーディネート機能」

社会福祉に関する制度・サービスは非常に充実し、必要な人が介護や介助、自立のための支援、保育などを受けることができるようになりました。

個々のサービスが充実する一方で、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるうえでは、地域とのかかわりや地域での見守り、助け合いが不可欠となっています。

しかし、人口減少や少子·高齢化が進む中では、地域の人材や組織ができることにも限りがあります。こうした人材や組織力を「資源」ととらえて有効に活用するとともに、全体として最適な取組になるよう活動をコーディネートすることが求められています。

3. 困ったときに支援の取っかかりになる「相談窓口機能」

地域団体やボランティア団体として活動していると、何らかの相談を受けることがあります。身近な地域で素早く解決できることが理想ですが、問題が多分野にわたったり、専門家につなぐ必要があったりすると、地域での解決が難しくなります。

一方、行政組織も専門化が進み、いわゆる「縦割り」になりがちであるため、 どこに相談したらよいかが市民には分からないという状況になります。

そうした場合に、誰も支援できない状況を防ぎ、団体が問題を抱えたままということにもならずに的確な相談·支援先につなげられるよう、まずは取っかかりとなる総合的な相談窓口を設けることが必要です。

(2) 地域の課題

本市ではこれまで、地域を重層的にとらえながら地域福祉の取組が進められてきましたが、本市の地域特性や社会経済状況の変化などから、各層においては次のような地域課題に整理することができます。

1. 市域全体の課題

亀山市は約5万人の人口でありながら、市民活動、ボランティア活動が盛んなまちです。

一方、こうした活動も担い手の高齢化が進んでおり、さらに今後は亀山市においても人口の減少と少子化が予測され、多分野で担い手が減少していくことが懸念されることから、地域福祉にかかる人材の育成や活用を市域全体で考える必要があります。

2. 地区単位の課題

亀山市の各地域においては都会では途絶えがちな人と人とのつながりがみられると同時に、市民どうしや市民・企業・行政の距離が近い「顔の見える規模」のまちです。さらに、市内各地区では、地域にかかわる多様な主体が参画した地域まちづくり協議会が設立され、主体的にまちづくり活動が展開されていることから、地域の福祉課題についても、自らの地区で解決できるよう、支援していく必要があります。

3. 小地域単位の課題

地区単位の活動が重要とはいえ、亀山市の市域は広く、地域によっては集落が離れていたり、坂道が多かったりという事情があります。地域の高齢化が進む中、交通手段が限定されることなどから、実際の活動はさらに小規模の単位で取り組むことが求められます。

第3章 地域福祉を進めるための基本的な考え方【総論】

1 基本理念

今後予想される人口減少社会の中では、地域住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域社会を形成し、介護、障がい、子ども・子育て支援などの公的な福祉サービスと協働しながら、助け合って暮らせる「地域共生社会」を実現することが必要です。

本市では、地域での人と人のつながりを基本とし、顔の見える関係づくり、ともに生き支え合う社会をめざし、民生委員・児童委員や福祉委員、自治会、ボランティアなどと市、社会福祉協議会とが連携して地域福祉の推進を図っています。また、従来は、地区コミュニティを基本として地域福祉の取組が進められてきましたが、「まちづくり基本条例」や平成28年4月の「地域まちづくり協議会条例」の施行を受けて、地域福祉課題の解決においても地域まちづくり協議会が重要な役割を果たすことが求められています。

亀山市の未来を描く第2次亀山市総合計画においては、将来都市像を『歴史・ひと・自然が心地よい 緑の健都 かめやま』と掲げるとともに、まちづくりの基本方針を『市民力・地域力が輝くまちづくり』とし、すべての主体が持つ力を合わせ、連携・協働してまちづくりを進めることとしています。

こうしたことから、亀山市における従来からの市民と地域の持つ力を生かした地域福祉のネットワークを強化するとともに、ともに支え合う「共助」の機能を高めつつ、さらに、多様な人びとが心身ともに健やかな日々を過ごせる「共生」の地域社会を構築し、「⑤だんの、⑥らしの、⑥あわせ」**のまち「かめやま」の実現に向けて、次の基本理念を掲げます。

ともに支え合い ともに暮らせる ふくしのまち

──共助と共生の地域社会を築こう──

^{※「}ふくし」は、『ふ』だんの、『く』らしの、『し』あわせを表しています。普段の暮らしの主人公である「わたし」からはじまり、家族、友だち、学校、近所などが同心円で広がっていくと、他人事でない「わたし発のふくし」が始められることとなります。

2 基本目標

基本理念「ともに支え合い ともに暮らせる ふくしのまち」のもと、地域福祉にかかる次の3つの目標を掲げます。

1. 地域福祉を支える人材の育成と自立支援の推進

次代の地域を担う若者とともに、団塊の世代をはじめとする元気な高齢者など、 多様な人材の活用に向けて、福祉教育による意識づくりや活動への参加のきっか けづくりを市全体の取組として進めます。

あわせて、支援の必要な人を制度的に支えられるよう、支援体制の構築を図ります。

2. 地域の連携で安心を生み出す環境づくり

地域福祉においても、地区単位でのまちづくりのしくみのもとで、さまざまな 主体が連携し、活動を活発化していくことによって、地域住民が安心して暮らせ る環境づくりを進めます。

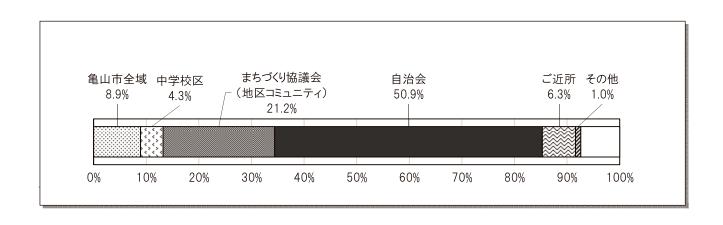
3. 身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進

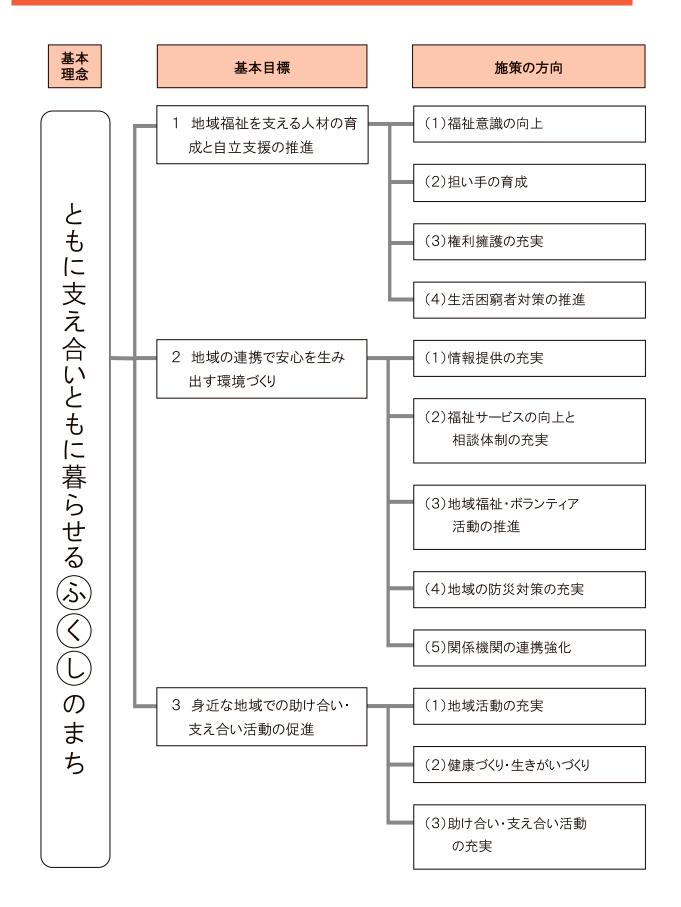
支援の必要な人の見守りと日常生活の支援や、子どもたちへの声かけ、多様な 人びとの居場所づくりといった助け合い、支え合いが小地域で実践されていくよ う、身近な地域における活動の促進を図ります。

3 地域のとらえ方

基本理念のもと、地域福祉にかかる取組を重層的に進めるため、各層の「地域」 を次のようにとらえます。

市域全体 亀山市の市域全体は、地域福祉にかかる人材 の育成や活用を考える「地域」ととらえます。また、 市域全体 支援の必要な人に対する制度的な支援(=公助) を行う「地域」ともとらえます。 地区単位 まちづくり協議会が組織される市内各地区は、さ まちづくり協議会 まざまな主体が連携し、地区住民の安心が確保さ などの地区 れるような住民主体のサービスや取組など(=共 助)を進める「地域」ととらえます。 小地域単位 自治会・集落の単位となる小地域は、居住する 自治会 地域住民どうしによる助け合い、支え合い(=共 などの 助)や生きがいづくりの活動(=自助)を実践してい 小地域 く「地域」ととらえます。





5 地域福祉活動の取り組み方針

基本目標の実現に向けて、各施策の方向を進めるにあたり、社協としては次の 2つの横断的な方針を持って取り組みます。

|1.コミュニティソーシャルワークの充実

地域における共生社会の構築に向けて、地域まちづくり協議会の単位や自治会等の小地域において住民や市民活動団体が主体となった協働・連携の取り組みが活発化していくよう、地域の課題を掘り起こし、各主体間での情報の共有化を図るとともにコーディネートを行う「コミュニティソーシャルワーク³」を充実させ、地域の社会資源が効果的・有機的に活用される体制づくりをめざします。

|2. 福祉総合相談機能の充実|

「どこに相談したらよいか分からない」という声に応えられるよう、福祉にかかわる総合的な相談窓口の機能を充実させます。制度ごとに専門化している介護、障がい者支援、子ども・子育て支援などの相談に対応し、必要な専門機関につなぐとともに、複合的な問題の場合にコーディネート役を担い、さまざまな福祉問題の解決をめざします。

 $^{^3}$ 「コミュニティソーシャルワーク」とは、地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する「個別支援」と、それらの人びとが暮らす生活環境の整備や住民の組織化などの「地域支援」をチームアプローチによって統合的に展開・実践する援助。その中心となるのがコミュニティソーシャルワーカー(CSW)である。

第4章 地域福祉に関する取り組みの展開【各論】

1 地域福祉を支える人材の育成と自立支援の推進

(1)福祉意識の向上

【現状と課題】

- 社協では、体験を通じた福祉教育の充実を図るため、市内の小中高 16 校に対し福祉協力校事業として助成事業を継続するとともに、高齢者宅への訪問や学校行事への招待などの活動が行われています。平成 27 年度からはモデル校を指定し、学校と社協が協働で年間を通じたプログラムを作成し、さらに平成 29 年度からは対象を幼稚園、保育所、認定こども園に広げ、福祉教育の更なる充実を図っています。また、福祉に対する理解を深めるため、市内福祉施設の協力を得て、夏休み中学生福祉体験教室を継続して実施するとともに、地域の福祉意識の向上のため、中学・高校生が街頭募金活動を行っています。
- 地区懇談会では、「障がい者に対する理解が不十分であるためどのように手助けすべきか分からない」、「障がい者と健常者との接点がない」、「世代間のつながりや交流が少ない」、「外国籍の人とのかかわりが少ない」など、理解や交流が不足しているとの意見がありました。
- 団体ヒアリングでは、「障がい者に対する社会の認識はまだまだ不十分である」、 「内部障がい、精神障がい、発達障がいなど、外見からはわかってもらいづらい 障がいがある」、「事業所が一貫して面倒をみることで障がい者どうしの交流や 地域との接点がなくなっている」、「日本人と外国人が互いにどう接したらよい か分からず敬遠し合っているようだ」などの意見がありました。
- 今後も体験を通じた福祉教育を推進するとともに広報活動の充実を図り、市民一人ひとりの地域福祉に対する意識の向上を図りながら、地域等の中で障がいのあるなしや国籍に関係なく、共生していくことが求められています。

「共生社会の実現」に向けた意識が高くなり、誰もが福祉を「我が事」と認識し て具体的な行動が展開されています。

【社会福祉協議会と行政の役割】

地域福祉計画と共通

● 高齢者や障がい者、外国人など、さまざまな住民が、互いに理解しあって暮らしていく「共生社会の実現」に向けた啓発を行います。

【取組内容】

- ①「共生社会⁴」や「心のバリアフリー⁵」といった地域福祉の理念について、地域福祉活動計画にかかる出前トークを行うなど、さまざまな機会をとらえて普及・啓発を行います。
- ② 主に小中学校における福祉教育・福祉体験など、地域福祉を学ぶ機会づくりを市教育委員会と連携しながら進めます。
- ③ 地域の一員として果たすべき「コミュニティサービス⁶」の考え方について、小中学校や地域 まちづくり協議会などと連携しながら普及を図ります。
- ④ 障がいの有無や国籍などの違いを越えた、市民交流・ふれあいの機会を提供します。

⁴「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができることであり、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人びとの多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会。

⁵ 「心のバリアフリー」とは、高齢者、障がい者等が安心して日常生活や社会生活ができるよう、施設整備(ハード面)だけではなく、高齢者、障がい者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力すること。

⁶ 「コミュニティサービス」とは、自主性、主体性を重んじたボランティアのことをいい、一定のノルマや枠組などの教育活動(評価が伴う枠組)であり、地域の一員として果たすべき役割と義務。

【主な事業】

声	事業振声 / 東業のわらい L 屈則士力)
事業名	事業概要(事業のねらいと展開方向)
福祉教育推進事業	社会福祉の理解と関心を高めるため、市内小中高校、幼稚園・保育所・認定こども園に対し、福祉教育推進助成事業を実施します。また、学校、園と社協が更なる連携を図るためモデル校を指定し、福祉教育を推進します。
	市内の福祉施設・事業所において、高齢者や障がい者の方々とふれあい・交流をとおして福祉の理解を深めるため、中学生福祉体験教室を実施します。また、中学生、高校生に福祉ボランティア基金や共同募金等の街頭募金活動を体験してもらうことにより福祉教育の推進を図ります。
	福祉委員会やサロン等さまざまな機会をとおして、地域福祉や福祉制度についての情報発信を行い、地域住民に対しての福祉教育を推進します。
あいあい祭り	誰もが安心して暮らせる保健・福祉のまちづくりを目指して、市内外で活躍するボランティア団体や保健・福祉団体、地域住民、行政、社協等が一堂に会し、広く健康増進と福祉、医療等に対する理解を深め交流を図ることを目的に開催します。
社会福祉大会	亀山市における社会福祉関係者が一堂に会し、今後の更なる努力を誓い、併せて亀山市の社会福祉の発展に功績のあった方々を表彰するとともに、講演会等を通じ福祉意識の向上を図るために開催します。
障がい児交流事業 〔拡充〕	障がいのある児童を対象に、高校生の参加を得てふれあい 交流を通して相互の理解を深める交流事業を実施します。
多文化共生のための交流 支援 【新規】	外国籍などの異なる人々が、文化の違いを認め合い、対等 な関係を築き共に生きていける社会になるよう、情報提供 や相談、助成など交流活動の支援を行います。

【現状と課題】

- 全 22 地区に福祉委員会を設置し、見守り訪問活動をはじめ、福祉委員会が中心になったサロン活動、世代間交流や、一人暮らし高齢者を対象にした事業が実施され、各地域で助け合い・支え合い活動が展開されています。
- ボランティアを育成するため、毎年ボランティア講座を開催しており、平成 26 年度より中央公民館と共催でボランティア養成講座を実施しています。また、ボランティアセンター登録団体(者)間において意見交換、情報交換が行われ、活動の現状や課題について情報を共有し活動の活性化が図られています。
- 地区懇談会では、「民生委員·児童委員だけでは支えきれない」、「福祉委員の年齢も高く、『老老』の共助になっている」、「障がい者支援の社会資源が少ない」、「役を引き受ける人がいない」、「自分のことで手一杯である」など、地域福祉を支える人材が不足しているとの意見がありました。
- ●団体ヒアリングでは、「退職後も働く人が増え、民生委員·児童委員のなり手がいない」、「リーダーを養成し、地域活動に対する報酬があるといったしくみが必要である」、「役員のなり手がいない」、「温度差が大きく、意識の低い人をいかに引き出すかが課題である」、「活動への参加率が極端に下がっている」などの意見がありました。

「地域共生社会」の実現に向けて、誰もがそれぞれにできることを担っています。

【社会福祉協議会と行政の役割】

地域福祉計画と共通

● 地域まちづくり協議会を単位として、住民相互に支え合うしくみを構築できるよう促し、支援 を行います。

【取組内容】

- ① 地区レベルでの地域福祉の中核を担う民生委員・児童委員の研修への支援を行うとともに、福祉委員の人材の確保・育成と、スキルアップ・フォローアップのための研修の充実を図ります。
- ② ボランティア講座の開催とともに、主に亀山高等学校や徳風高等学校、近隣の大学と連携しながらボランティアの機会をつくるなど、将来にわたって地域福祉を実践する人材の育成を進めます。
- ③ 市民の健康づくりや地域で介護予防活動に取り組むリーダーや推進組織の育成・支援を 市内各地域で行い、地域住民が主体となる介護予防活動の展開を促します。

【主な事業】

事業名	事業概要(事業のねらいと展開方向)
福祉委員研修事業〔拡充〕	地域での見守り活動を実践するうえで知識や技術についてスキルアップ研修を実施します。地域における担い手として、認知症サポーターをはじめとした正しい理解と地域活動に役立つ福祉サポーターの研修を、福祉委員会を中心に福祉委員だけでなく広く地域住民を対象に実施します。
ちょこボラ育成事業 【新規】	福祉委員会を中心に地域でのちょっとした困りごとに対応できるよう「ちょこボラ」を育成していきます。また、地域まちづくり協議会に対して「ちょこボラ」のしくみ作りに対し支援を行います。
ボランティア養成講座	全市的に活動できる目的別福祉ボランティアの講座を開催し、ボランティア活動に興味をもち、活動を始めるきっかけ作りを目的にボランティア講座を実施します。

【現状と課題】

- 社協では、三重県社会福祉協議会から日常生活自立支援事業⁷を受託し、専任職員を配置して市や関係機関と連携し、判断能力の不十分な方の福祉サービスの利用支援、金銭管理サービスなどの支援を行うとともに、社協だよりやホームページなどを通じ、市民や福祉サービス従事者に対し事業内容について周知を図っています。平成28年度からは成年後見制度⁸活用促進事業を受託し、市民や福祉関係者への周知を行うとともに、制度に関する相談を受け付けています。
- 日常生活自立支援事業の福祉サービスの利用支援、金銭管理サービスなどの支援は、平成23年度末で契約者数20人、派遣回数404回であったものが、平成28年度末では契約者数43人、派遣回数747回と大きく増加しています。また、低所得や障がい、介護など複合的な問題を抱えたケースが増加しています。
- ●より多くの人の権利擁護⁹に関する理解を深め、人権を守るため、関係機関と連携を図り、日常生活自立支援事業の実施と地域住民に対する啓発に努め、支援体制を充実させていく必要があります。

□日常生活自立支援事業の利用状況

(単位:人、回)

	H23 年度末	H24 年度末	H25 年度末	H26 年度末	H27 年度末	H28 年度末
契約者数	20	23	31	36	41	43
派遣回数	404	555	625	751	771	747

⁷ 「日常生活自立支援事業」とは、知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者などのうち、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。

⁸ 「成年後見制度」とは、精神上の障がい(知的障がい、精神障がい、認知症など)により判断能力が 十分でない方が不利益を被らないように 家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付 けてもらう制度。

⁹「権利擁護」とは、自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者の権利擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。

【5年後のあるべき姿】

地域福祉計画と共通

判断能力が低下した人などの権利が尊重され、自分らしく生活できる支援が充実 しています。

【社会福祉協議会と行政の役割】

地域福祉計画と共通

● 人権尊重等の権利擁護に関する制度の周知を行うとともに、制度利用のための体制の確立をめざします。

【取組内容】

- ① 判断能力の低下した人や障がいのある人に限らず、社会的立場が弱い人への差別や虐待を防ぎ、すべての人の人権が守られるよう、民生委員・児童委員、福祉委員との連携によって地域における啓発活動を進めます。
- ② 判断能力が低下した人等に対し、日常生活自立支援事業による生活支援の充実を図ります。
- ③ 市と連携して成年後見制度の相談及び啓発を行い、成年後見制度の利用の促進に取り組むとともに、社協による法人後見等の可能性についても市と協議していきます。

【主な事業】

事業名	事業概要(事業のねらいと展開方向)
日常生活自立支援事業	亀山日常生活自立支援センターにおいて、高齢や障がいにより、判断能力に不安のある方に対し、関係機関と連携を取りながら、福祉サービス利用援助や日常の金銭管理等の支援を行い、相談機能と生活支援機能の充実を図ります。
成年後見制度利用促進〔拡充〕	判断能力が不十分な成年者(認知症高齢者、精神・知的障がい者)を保護し、または支援するため、地域包括支援センター ¹⁰ の権利擁護業務を一部受託し、成年後見制度の利用支援、専門相談、制度の普及啓発を行います。また、法人後見等の可能性についても検討していきます。

^{10 「}地域包括支援センター」とは、全ての地域住民の健康維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助・支援を包括的に担う地域の中核機関。主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師または経験のある看護師の3職種のスタッフにより、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメント、総合相談・支援、虐待防止・権利擁護などを行う。

【現状と課題】

- 社協では、平成 27 年度より市から生活困窮者自立支援事業¹¹を受託し、生活困窮者の生活課題を把握し相談者の状況に応じた包括的・伴走的な支援を行っており、平成 28 年度末の延べ相談件数は 370 件に上ります。相談件数については、30~40代、50代~60代の若年層、生産年齢人口の相談者が多く、経済的困窮だけでなく、社会的孤立¹²など複合的な問題を抱えた相談もあり、新規相談者は減少していますが、延べ相談件数は依然として多くなっています。
- 三重県社会福祉協議会から生活福祉資金貸付事業を受託し、リーマンショック後の平成22年度より専任職員を配置して相談支援に応じています。平成28年度末の貸付件数は83件と減少傾向にありますが、福祉課題を抱えつつも貸付条件を満たさないために貸付できない相談があり、支援に結びつかなかったケースもあります。一方、平成27年度より緊急食糧等提供事業を開始し、食糧等の生活に必要な現物等を計55件提供し、自立に向け社会生活が送れるよう支援しています。
- 地区懇談会では、「自立が難しいため経済的に困っている人がいる」、「食事が 1日1回という子がおり、貧困の子どもへの支援が求められる」など、生活困窮 についての意見がありました。
- 団体ヒアリングでは、「年金が少ない、ローンを抱えているなど、貧困家庭の問題が増えている」といった意見がありました。
- 低所得や障がい、高齢など複合的な問題を抱えたケースが増加している中、今後も引き続き貸付事業、緊急食糧等提供事業を実施するとともに、市と社協のワンストップサービスである総合保健福祉センターの機能を活かし、関係機関と連携を密にしながら相談体制の充実に努める必要があります。

□生活困窮者自立支援事業 相談者の年代別構成

(単位:人、件)

		H27 年度末	H28 年度末
	10~20 代	18	9
	30~40 代	49	42
	50~60 代	56	36
	70 代~	21	11
	不明	_	6
相談者数		144	104
延べ相談件数		373	370

^{11 「}生活困窮者自立支援事業」とは、働きたくても働けない、住む所がないなど、さまざまな事情で経済的に困っている人に対して、専門相談員がどのような支援が必要かを一緒に考え、寄り添いながら解決に向けた支援を行うこと。

^{12「}社会的孤立」とは、家族や地域社会との関係が希薄で、他者との接触がほとんどない状態。

公的支援はもとより関係機関との連携や地域住民による支援によって、生活困窮 者が支えられています。

【社会福祉協議会と行政の役割】

地域福祉計画と共通

● 社会福祉法人·事業者等、地域の多様な社会資源と連携し、適切な支援ができる体制を整えます。

【取組内容】

- ① 子どもの貧困や、生活困窮につながる可能性のある引きこもりの実態把握と早期発見につなげられるよう、地域の社会資源の活用を促します。
- ② 生活困窮者に対する正しい理解を得るため、支援制度に対する啓発活動を行います。
- ③ 自立支援相談事業など、生活困窮者等の自立を支援するため、アウトリーチ¹³による相談支援を実施します。
- ④ 生活困窮者、子どもの貧困や引きこもりに対する自立支援を行うため、家庭・地域・関係機関との連携によって、支援体制の強化を図ります。

【主な事業】

事業名	事業概要(事業のねらいと展開方向)
生活困窮者自立支援事業〔拡充〕	生活保護に至る前の段階で、生活困窮者の自立支援を行うために、亀山市から、必須事業として「自立相談支援事業 14」と「住居確保給付金」を、任意事業として「家計相談支援事業 15」を受託して事業を実施します。また「福祉なんでも相談窓口」を開設し、どのような相談でも受ける体制を作ります。
資金貸付事業	生活困窮者や高齢者、障がい者に対し、貸付相談員による 相談援助及び生活福祉資金(県社協委託事業)や福祉金庫 (本会事業)の貸付を行い、生活困窮者自立支援事業と連携 し、地域で自立生活を営むことができるよう支援します。
緊急食糧等提供事業 〔拡充〕	市内在住の低所得者等が、緊急的かつ一時的に生活の維持が困難となった場合に食糧等の生活に必要な現物等を提供し、自立に向け社会生活が送れるように支援します。また、市民の方からの寄付物品の提供に対し、活用できるしくみを作ります。

^{13「}アウトリーチ」とは、援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申出をしない人びとに対して、 公共機関等が地域に出向いて手を差しのべること。

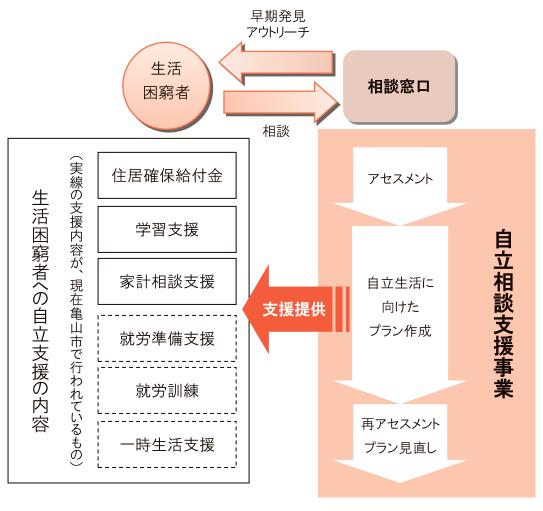
^{14 「}自立相談支援事業」とは、生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口となり、主に生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析(アセスメント)し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成するなどの支援を行うこと。

^{15 「}家計相談支援事業」とは、家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを支援する取組。

【主な事業(つづき)】

事業名	事業概要(事業のねらいと展開方向)
子ども食堂開設支援【新規】	経済的な事情などにより、家庭で十分な食事がとれなくなった子どもに、無料もしくは安価な食事や居場所を提供する子ども食堂開設に向けた情報提供や相談、助成などの支援を行います。
引きこもり対策支援 【新規】	生活困窮に繋がる可能性のある引きこもりについて、地域 のつながりを生かしさまざまな機会をとらえて、見守りや 声かけ活動により早期発見し、相談支援を行います。

〈生活困窮者への自立支援の流れイメージ〉



生活困窮からの脱却

2 地域の連携で安心を生み出す環境づくり

(1)情報提供の充実

【現状と課題】

- ●年4回発行の社協だよりでは市民に見やすい紙面を心がけ、福祉サービスの紹介や「ふくし最前線」コーナー、新規ボランティア団体の活動紹介、コミュニティでの福祉活動の紹介、サロン活動の紹介など、さまざまな情報提供を行っています。また、よりタイムリーな情報提供を行うため、ホームページの更新の頻度を増やすとともに、平成27年度よりフェイスブックの運用を開始し、社協の活動や地域の情報発信に積極的に努めています。
- ●地区懇談会では、「『日中独居』が気がかりである」、「情報が少ないうえ個人情報保護による壁もあり障がい者の存在が見えづらい」といった意見がありました。
- ●団体ヒアリングでは、「支援が必要であるにもかかわらず、地域の中で埋もれている人は多い」、「一人暮らし高齢者は民生委員・児童委員などが見守りをしているが、家族と同居している人の中に問題が隠れていることがある」といった意見がありました。特に子どもについては、「情報がなく活動しづらい」、「校区に一人の主任児童委員なので、大きな学校や広い校区では隅々まで状況を把握するのは難しい」、「DV16など問題のある家庭が増えているが、実態は見えづらい」、「虐待は0歳が多いが未就園児と母親の問題は見つけにくい」といった意見があり、外国人については、「文書が読めず制度を知らない」、「特に教育と病気に関する情報が求められている」、「困りごとのほとんどは日本語ができないことに起因している」などの意見がありました。
- ●福祉に関する制度はめまぐるしく変わり、分かりにくさを生んでいることが考えられるため、今後もより多くの人に関心が得られるよう、社協だよりやホームページ、フェイスブックを活用するなど情報の提供方法を工夫し、情報発信を行っていく必要があります。

^{16 「}DV(ドメスティック・バイオレンス)」とは、配偶者や恋人、親子など親しい関係の人から加えられる暴力。

「福祉情報」が必要な人に、分かりやすい情報が提供されています。

【社会福祉協議会と行政の役割】

地域福祉計画と共通

● 必要な人に分かりやすく情報を提供するとともに、特に複数の福祉課題がある住民や福祉 関係者に対して、必要な情報の提供を行います。

【取組内容】

- ① 地域福祉・福祉サービスに関する情報については「この人に聞けば分かる」、「ここに行けば分かる」など、分かりやすい提供方法を確立します。また、地域社会とのかかわりが薄い人には、個々のニーズに応じた福祉サービスの情報提供に努めます。
- ② 民生委員・児童委員や福祉サービス事業者などの福祉関係者に対しては、市からの情報の周知に努めます。
- ③ コミュニティソーシャルワーカーを中心に潜在化している地域の福祉課題を掘り起こし、「地域福祉カルテ」を作成し、福祉委員会に適切な情報を提供していきます。さらに、本人や家族、支援者に対して適切な情報を提供できるしくみを検討します。

【主な事業】

事業名	事業概要(事業のねらいと展開方向)	
広報啓発事業	社協が行う事業をはじめ、福祉委員会やボランティアなどの地域における福祉活動を市民に啓発するため年4回「社協だより」を発行します。また、ホームページやフェイスブックを活用し、福祉に関する情報や社協及び地域での活動報告など情報発信を行います。	
地域福祉カルテの作成 【新規】	地域の状況を的確に把握し、地域福祉に関わるものが課題 を共有し、ともに考え地域福祉の向上に取り組んでいける よう「地域福祉カルテ」を作成します。	

〈コミュニティソーシャルワーカー(CSW)とは〉

まちづくり協議会(福祉委員会) 22 地区

- ■地域の福祉課題の発見・解決
- ■セーフティネットの体制つくり
- ■要援護者に対する見守り支援活動

など

相談·連携

相談

コミュニティ -シャルワーカ-

CSWの3つの役割

①地域支援

知恵と力を出し合って、誰もが安心して暮らせる地域を作るため、CSWの視点から住民の皆さんによる支え合いの活動をお手伝いします。

②個別支援

生活に困り事を抱える人への相談・支援を行います。 CSWは福祉のことならどんな相談でもお受けします。

③しくみづくり

市健康福祉部をはじめとする関係機関と連携して、現状の制度では対応できない課題に対する新たなしくみづくりに取り組みます。

相談者

- ■本人、地域住民、民生委員·児 童委員、福祉委員
- ■行政、関係機関、学校、施設
- ■「福祉なんでも相談窓口」

など

調整課題

- ■公民による支援コーディネート
- ■行政制度でサポート
- ■インフォーマルによる支援
- ■ケース検討会

など

課題解決

【現状と課題】

- 社協は、民生委員・児童委員活動の支援を行うとともに、民生委員・児童委員や福祉委員等で構成される福祉委員会に対し、情報提供や助成など活動支援を行っています。また、相続、遺言、金銭貸借、離婚等の法律に関することに対して公証人経験者による適切な助言、指導を行う「法律相談」とともに、地域住民の生活上のあらゆる心配ごとや困りごとの相談窓口として、民生委員・児童委員や民生委員・児童委員経験者による「心配ごと相談」を毎月2回行っています。訪問活動や見守り活動を行うなかで寄せられた個別の相談に対し、対応できない場合は行政等の相談機関へ繋いでいます。
- ●地区懇談会では、「育児についての相談相手が地域にいない」、「子育て支援する場所が地域にない」といった意見がありました。
- ●団体ヒアリングでは、「施設でサービスは受けていても、家に帰った時の困りごとの相談先がない」、「総合事業で生活が維持できるのか、状況が悪化しないか心配である」などといった心配の声が聞かれます。また、「支援を必要とする人を見つけたらすぐ相談できる窓口が欲しい」、「主任児童委員があまり知られていない、問題を整理し一人の子どもを継続してきめ細かく見てもらえる体制が欲しい」などの意見もありました。
- 相談機関を知らない方、どこに相談していいのか分からない方がいると思われる ため、今後も民生委員・児童委員や福祉委員会、関係機関等を通じて相談事業の PR を積極的に行う必要があります。また、健康・福祉・医療のネットワークの拠点 である総合保健福祉センターの機能を活かし、個別の相談内容に応じて、市健康 福祉部をはじめとする関係機関へ適切に繋いでいく必要があります。
- 地域活動の現場に出向き、地域の福祉課題の把握に努めていますが、地区によってばらつきがあるため、今後も、福祉委員会やサロン活動の現場へ出向く回数を増やし、福祉サービスや福祉活動の広報啓発に努める必要があります。

【5年後のあるべき姿】

地域福祉計画と共通

多様で複合的な悩みや困りごとに「丸ごと」対応できる相談体制が確立されており、また、市内にある社会福祉法人は、地域とのかかわりが深まっています。

【社会福祉協議会と行政の役割】

地域福祉計画と共通

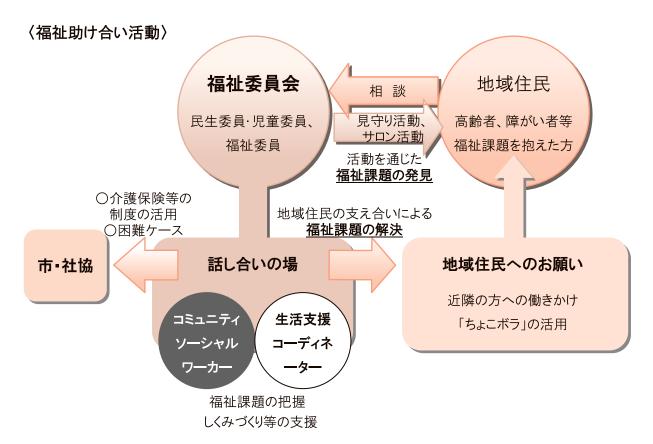
● 地域とともに福祉課題を解決するしくみをつくりながら、公的な福祉サービスとともに個別の ニーズに応じた地域での福祉サービスが提供できるよう、支援を行います。

【取組内容】

- ① 社会福祉法人による地域における公益的な取組が促されるよう、社会福祉法人の連絡会を開催し社会福祉の充実を図ります。
- ② 地域福祉・福祉サービスに関するあらゆる相談を受け付けられる総合相談窓口の設置に向けて、相談体制の構築を図ります。
- ③地域における相談ごとが、必要な場合に必要な機関につながるとともに、地域のニーズや課題をくみ取り、その解決を図るため、福祉委員会の中で「話し合いの場」が持てるようコミュニティソーシャルワーカーを中心に支援します。

【主な事業】

事業名	事業概要(事業のねらいと展開方向)	
社会福祉法人連絡会の開 催 【新規】	市内の社会福祉法人間の連携、情報交換の場として社会福祉法人の連絡会を開催し、地域福祉の課題解決に向けた公益的な取組みに繋げていきます。	
法律相談・心配ごと相談	相続、遺言、金銭貸借、離婚等の法律に関することに対して公証人経験者による適切な助言、指導を行う法律相談とともに、日常生活上あらゆる心配ごとに応じるため民生委員・児童委員及び学識経験者による心配ごと相談を毎月2回開催します。	
福祉なんでも相談窓口の 開設 【新規】	社協が受託している生活困窮者自立支援事業において「福祉なんでも相談窓口」を開設し、社会福祉士を配置し、複数の難しい福祉課題を抱えた人に対し相談に応じます。なお、支援調整会議を活用し、コミュニティソーシャルワーカーと連携して福祉課題の解決について協議を行います。	



【現状と課題】

- 社協では、ボランティアを育成するため、平成 26 年度より中央公民館と共催でボランティア養成講座を実施しています。平成 28 年度末で 44 団体 690 名の方と個人ボランティア 5 名の方がボランティアセンターに登録しています。登録団体(者)に対し、助成事業などの支援を行うとともに、傾聴や掃除などボランティアを必要としている在宅高齢者と活動したい方(団体)とのコーディネートを年間平均40 件行っています。
- ボランティア養成講座の実施により、ボランティア団体への加入やボランティア 依頼があり、ボランティア啓発の一助になっています。一方、ボランティアセン ターの登録団体、個人ボランティアの登録者は減少するとともに、登録者の高齢 化が進んでいます。
- 地区懇談会では、「子どもを地域で見守る体制ができていない」、「福祉活動が 手薄になっている」、「活動資金が不足している」など、活動を続けていくうえ での課題についての意見がありました。
- ●団体ヒアリングでは、「会員の高齢化によって自分たちでできないことが増加しており、ボランティアに手伝ってもらえるとありがたい」というニーズがある一方、「ボランティア団体は活動のマンネリ化と会員の高齢化が課題である」、「ボランティアは個々に活動しており全体の情報共有や伝達に難がある」、「多様な団体が連携するしくみはあるが、個人情報の問題で機能させづらい」、「各団体が似たような活動をしているので市全体での調整が必要である」などの意見がありました。
- 今後も社協だよりやホームページ、フェイスブック等でボランティア団体の活動や情報を積極的に発信していくとともに、ボランティアの相談・連絡調整を行いながら、団体の活動状況を把握し専門的なコーディネートに努める必要があります。また、ボランティア養成講座参加者が高年齢層に偏っており、あらゆる世代を対象としたボランティア講座を検討する必要があります。ボランティアポイント制度¹⁷についても引き続き検討していく必要があります。

【5年後のあるべき姿】

地域福祉計画と共通

住民主体のさまざまな福祉活動が活発化し、住民がボランティアとなって困りごとが解決できる地域づくりが進んでいます。

【社会福祉協議会と行政の役割】

|地域福祉計画と共通|

● さまざまな機会や情報の提供に努めるとともに、ボランティアの育成や地域でのボランティア活動の促進を図ります。

^{17 「}ボランティアポイント制度」とは、事前に登録をした市民が、市内でボランティア活動に参加すると、その実績に応じてポイントがもらえる制度。

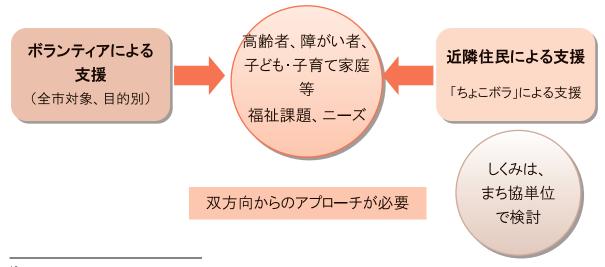
【取組内容】

- ① 「支える側」として、世代を越えてだれもが活躍できるよう、ボランティア活動の動機付けとなるボランティアポイント制の導入を検討します。
- ② 日常生活のちょっとした困りごとに対する支え合いにもつながる地区単位でのしくみとして、 ごみ出し・電球替えなどの「ちょこっとボランティア(ちょこボラ)」の活動を支援します。
- ③ 福祉サービス・イベント時における資材の貸出、介護機器の貸出などユニバーサルなイベント運営への支援など、地域福祉活動を下支えするサポート体制づくりを進めます。
- ④ 地域における住民交流や介護予防、子育て支援につながるサロン活動を支援します。
- ⑤ 認知症高齢者や要保護児童¹⁸などを、家族だけでなく、地域全体で支えられるよう、認知症サポーターなどの福祉サポーターによる支援のしくみを構築します。

【主な事業】

事業名	事業概要(事業のねらいと展開方向)
ボランティアセンタ ー の 運営	ボランティアセンターにボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアを必要としている人、また始めたい方などコーディネートを行います。またボランティアの発掘、登録、育成、ボランティア団体への情報提供、活動助成等を行います。
ボランティアポイント制 度 【新規】	「支える側」として、世代を超えてだれもが活躍できるよう、ボランティア活動の動機づけとなるボランティアポイント制の導入を検討します。
ユニバーサルイベント開 催支援 【新規】	福祉サービス・イベント時における資材の貸出しをはじめ、介護機器をはじめとするユニバーサルなイベント運営への支援など、地域福祉活動を下支えするサポート体制づくりを進めます。
ちょこボラ育成事業 【新規】	(再掲・23 ページ)

〈福祉課題を抱える人への地域住民やボランティアによる協力・支援〉



¹⁸ 「要保護児童」とは、保護者に監護させることが不適当な児童等、児童福祉法に基づいて保護を要すると定められた児童。

(4) 地域の防災対策の充実

【現状と課題】

- 社協では、災害時のボランティア活動を円滑に行えるよう、平成 28 年度に亀山市 災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの策定を行いました。また、市 総合防災訓練において全国各地の災害状況を展示するとともに、災害ボランティ アセンターの役割を訓練参加者に対し周知を図りました。一方、平成 23 年度より 常設型の災害ボランティア支援センターを設置し、全国各地の災害支援として、 支援者に対するボランティア保険の加入手続き、義援金・支援金の募集を行って います。
- 地区懇談会や団体ヒアリングでは、「災害時の支援体制ができていない」、「災害時などに援助できるよう、普段から状況を把握しておく必要があるが、個人情報保護のために転入者の情報が全くない」、「自主防災組織との連携が必要である」などの意見がありました。
- 災害ボランティアの育成・養成に取り組むとともに、災害時のボランティア活動 を円滑に行えるよう亀山市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを活 用し、地域の防災体制の充実を図ることが求められています。

【5年後のあるべき姿】

地域福祉計画と共通

地域では、「共助」の力で防災の日常化が図られており、災害が起こっても地域 で住民の安全が確認されています。

【社会福祉協議会と行政の役割】

地域福祉計画と共通

● 密接な連携・協力体制のもと、地域の特性に応じた防災体制の構築を図ります。

【取組内容】

- ① 地域の特性に合わせて、民生委員・児童委員、福祉委員などを中心とした、日頃からの 安否確認体制が構築されるよう、避難行動要支援者一人ひとりに合わせた個別計画¹⁹の 策定を支援します。
- ② 大規模な災害が発生した場合に災害ボランティアによる災害復旧の支援がスムーズに受け入れられるよう、災害ボランティアセンターの設置をはじめとする地域の「受援力²⁰」を高めます。

【主な事業】

事業名	事業概要(事業のねらいと展開方向)
災害ボランティアセンタ 一設置訓練 【新規】	大規模災害の発生に備え、亀山市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを活用し、平時より災害ボランティアセンターの設置訓練を実施します。また、災害ボランティアセンターの役割について周知を図ります。
災害ボランティア活動支 援	被災者、被災地の支援を行うボランティアの募集及び登録、義援金、活動支援金の募集、ボランティアへの情報提供、ボランティア保険加入手続き及び助成、被災者の受け入れに対する支援、関係機関との連絡調整等を行います。

〈避難行動要支援者への支援イメージ〉 ⑤日常の声かけ 等の見守り、避難 避難行動 訓練の実施など 支援者 要支援者 自ら避難することが 民生委員·児童委員、自主 ⑥災害時の 防災組織、消防機関など 困難な方 避難行動に 関する支援 ②名簿情報を 3同意 平時から支援 者に提供して 4同意した よいか確認 避難行動 方の名簿情 要支援者 報の提供 市 名簿 ①名簿の 作成

¹⁹「個別計画」とは、避難行動要支援者一人ひとりの具体的な避難支援等の方法について、地域の特性や実情を踏まえながら予め定めておくもの。

²⁰「受援力」とは、被災した地域の自治体や住民が、他地域からの援助を受け入れる能力のこと。地域外のボランティアの力をうまく引き出すことは、被災地の復興を早めるなど、地域防災力を高めることにつながることから、被災地側から、被災地がどのような状況なのか、被災者が求めているものが何なのかを的確に伝えることが必要です。

【現状と課題】

- 社協では、行政や地域まちづくり協議会と連携し、見守り訪問活動や地域の居場所づくりであるサロン活動、三世代交流会など地域特性に応じた福祉活動を展開することを目的とした小地域ネットワーク活動に対して助成を行い、活動に対して社協職員が地区の要請に沿った事業のコーディネートを行っています。また、市地域づくり支援室と定期的に情報交換を行い、全22地区のまちづくり協議会(福祉委員会)の福祉活動の展開を共有しています。さらに、本計画の策定に向けて地区懇談会、団体ヒアリングを実施し、市内各地区、各種団体における福祉課題などの把握を行いました。地域福祉の推進役である福祉委員や民生委員・児童委員の認知度は全体的には上がっていますが、各地域における小地域活動の取り組みについては、地域によって温度差が出ています。
- ●団体ヒアリングでは、「医療施設、介護施設の事業所間の連携が必要であり、法 人全体をつなぐネットワークがあると良い」などの意見がありました。
- 今後も引き続き、福祉委員会同士の交流会の実施や福祉委員会の研修を実施し、 各地区の実情に応じた取り組みになるよう支援するとともに、市の関係部署と定 期的な情報交換を行い、全 22 地区のまちづくり協議会(福祉委員会)の福祉活動 の展開を図る必要があります。
- 市内で更生保護活動を行うための拠点として、平成29年8月に社会福祉センター2階に更生保護サポートセンターが開設され、企画調整保護司が週3回地域との連携推進や保護司の処遇活動に対する支援を行っています。保護観察対象者の中には高齢者や障がい者、一人暮らしなどで福祉課題を抱えている方もおり、更生保護に向けて福祉課題の解決が重要な要素となっています。

多職種及び多機関が有機的に連携できる体制が整っています。

【社会福祉協議会と行政の役割】

地域福祉計画と共通

●地域まちづくり協議会、福祉関係事業者、保健・医療分野の専門職などとの連携を強化し、 地域の福祉課題の解決に努めます。

【取組内容】

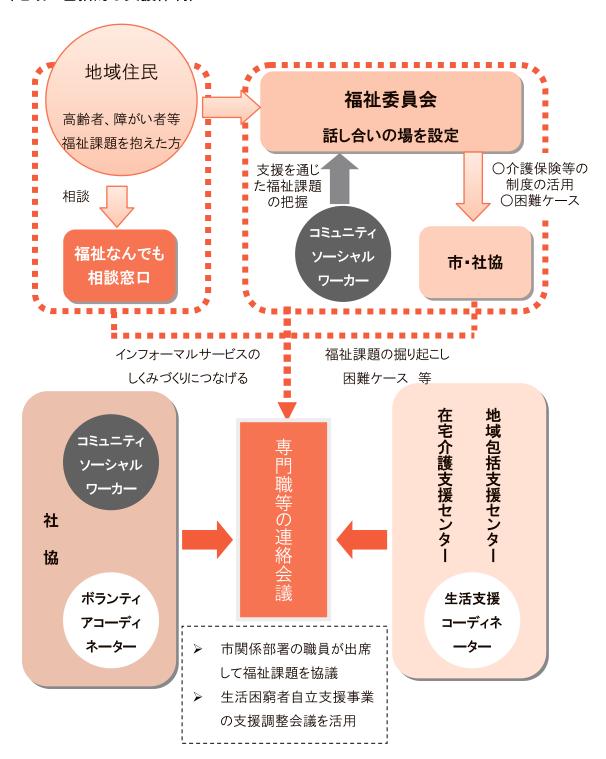
- ① 地域における福祉課題を解決するため、地域を支援するコミュニティソーシャルワークが 全市で行える体制として、コミュニティソーシャルワーカーの配置に努めます。
- ② 地域が抱える多様な課題に応えるため、ボランティアコーディネーターや生活支援コーディネーター²¹などの活動とコミュニティソーシャルワーカーとが連携し、地域の包括的な支援体制を構築します。
- ③ 地域住民だけでは解決が困難な課題については、保健・医療分野をはじめとする専門職や関係機関などの協力のもと、課題の解決を図れるよう、福祉委員会等と専門職等の連絡会議等をつなぐ役割を果たします。
- ④ 再犯防止を含めた更生保護を進めていくために更生保護サポートセンターは、市の関係機関や社協などと地域のネットワークを図るよう進めており、その一員として役割を果たしていきます。

【主な事業】

事業名	事業概要(事業のねらいと展開方向)
コミュニティソーシャル ワーカーの設置 【新規】	支援を必要とする高齢者や障がい者、子育て中の親などに対して、見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎをするなど、福祉課題を解決するための支援をするコミュニティソーシャルワーカーを設置します。

²¹ 「生活支援コーディネーター」とは、地域包括支援センターへの配置が義務化されている「地域支え合い推進員」のこと。高齢者の生活支援と介護予防の基盤構築に向けたコーディネーター機能を果たす大きく3つの役割(「地域で不足している高齢者に向けたサービスを新たに発掘・開発(生活支援の担い手の育成含む)」、「ネットワークの構築」、「ニーズと取組のマッチング」)を担っている。

〈地域の包括的な支援体制〉





3 身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進

(1) 地域活動の充実

【現状と課題】

- ●地域での民生委員·児童委員の役割を深めるため全体研修会が毎年実施される一方、社協では、福祉委員に対して認知症サポーター養成講座を市健康福祉部と共催で毎年実施、また平成25年度より新任の福祉委員対象の研修会、さらに平成27年度から地域で中心となって活動されている方を対象にした福祉委員会活動に関する意見交換会を実施し、全体的な地域福祉活動の推進を図っています。
- ●全22 地区において福祉委員351 名を委嘱するとともに、福祉委員会として見守り訪問活動や地域の居場所づくりであるサロン活動が行われています。福祉委員会の研修会は、年度当初にスケジュール表を配布するなど早めの周知を行った結果、各地区から参加者があり定着してきています。福祉委員の地域に根差した地道な活動によって、福祉に対する住民の関心と福祉委員の認知度は平成24 年度に比べ上がっていますが、地域によって温度差があり、地域福祉活動があまり進まないところもあります。
- ●団体ヒアリングでは、「まちづくり協議会を中心にして、老人クラブ、子ども会、婦人会、民生委員・児童委員などが連携し、みんなで取り組んでいけばよい」、「地区では一人何役でも兼務している人がいるので負担が大きい」、「民生委員・児童委員には地域の社会資源をある程度把握してもらいたい」、「福祉委員の役割も明確にすべき」などの意見がありました。
- 認知症の方の増加に対応するため、引き続き認知症サポーター養成講座を開催するとともに、地域福祉活動者を対象とした研修の充実を図り、それぞれの役割の理解と連携を深めるための支援を行う必要があります。また、今後も福祉委員会の会合や活動現場に出向き、聞き取りを行うなど、地域の福祉課題の把握に努めるとともに、地域住民が地域の課題を共有するため、福祉委員会で地域の福祉課題について協議するよう促していく必要があります。

【5年後のあるべき姿】

地域福祉計画と共通

地域における集いの場や交流の機会が大切にされ、身近な地域での住民相互のつながりが深まっています。

【社会福祉協議会と行政の役割】

地域福祉計画と共通

● 住民一人ひとりが地域社会の一員として自覚を持ち、地域での活動が広がるよう支援します。

【取組内容】

- ① 小地域による福祉拠点として地区コミュニティセンター等の活用が図られるよう、介護機器の貸出などソフト面の環境を充実させます。
- ② 地域で生活する人の相互理解や連帯感を醸成するため、世代を越えて交流する地域行事等の開催を促進します。
- ③ 市教育委員会や青少年育成市民会議²²などとの連携を強化して、垣根なく誰もが自然に 参加する「あいさつ運動」を展開します。
- ④地域の課題を解決するコミュニティビジネス²³に事業者等が参入しやすい環境をつくるため、コミュニティソーシャルワーカーなどによって地域の課題の「見える化」を進めます。

【主な事業】

事業名	事業概要(事業のねらいと展開方向)
世代間交流事業への支援	地域での生活する人の相互理解や連帯感を醸成するため、 世代を越えて交流する地域行事等の開催を支援します。

²² 「青少年育成市民会議」とは、青少年自らが生きがいを持ち、自立心を養い、自己の確立をめざすよう努めるとともに、市民すべてが、地域ぐるみで青少年の健全育成運動を推進することが大切となり、地域社会における青少年育成活動を支援し広げていくための組織。

²³ 「コミュニティビジネス」とは、地域の住民を中心に組織し、企業や行政機関の対応しにくい生活者の需要を掘り起こして展開する事業(収益を上げるだけでなく、社会奉仕の要素も強い)。

【現状と課題】

- 地域のふれあい・いきいきサロンについては、福祉委員会に対して積極的な設置を呼びかけたこともあり、平成 23 年度末に 31 団体でしたが、平成 28 年度末には 56 団体と大幅に増加し、延べ参加者も 17,806 人となりました。また、平成 29 年度からは、地域住民誰もが参加できるコミュニティサロンもスタートしました。 月に複数回開催されるサロンも増え、多くのサロン参加者から楽しみや生きがいになっているとの声が寄せられています。
- 地区懇談会では、「交流の場、集いの場がない」、「サロンや行事があっても遠い」、「楽しみが少ない。楽しく過ごせる場がない」、「リーダーが必要。行事の支援者がいない」、「高齢者の能力が生かされていない」など、生きがいや楽しみにつながる場づくりについての意見がありました。
- ●団体ヒアリングでは、「リタイア後も毎日の生活のベースとなるものが必要である」、「『あいあい』の空き部屋を開放するなど、障がい者が集まれる場所をつくって欲しい」、「一人ひとりに合った役割を与えられることで力を発揮することができ、高齢者も同じである」などの意見がありました。
- ●市民の自主的な健康づくり活動が地域活動の活性化につながるよう、サロンがない地区にはコミュニティセンターを活用したサロンの立ち上げを福祉委員会等へ働きかけるとともに、既にサロンに取り組んでいる地区については、できるだけ公民館や集会所などを利用したサロンを設置するよう働きかけを行い、支援する必要があります。

生きがいづくりに向けてさまざまな活動が展開され、一人ひとりが、健康でいきいきと地域で暮らしています。

【社会福祉協議会と行政の役割】

地域福祉計画と共通

● 住民どうしがお互いに平等の立場で、支える側、支えられる側に立ち、地域で役割を果たせるよう、健康で生きがいを感じることのできる活動を支援します。

【取組内容】

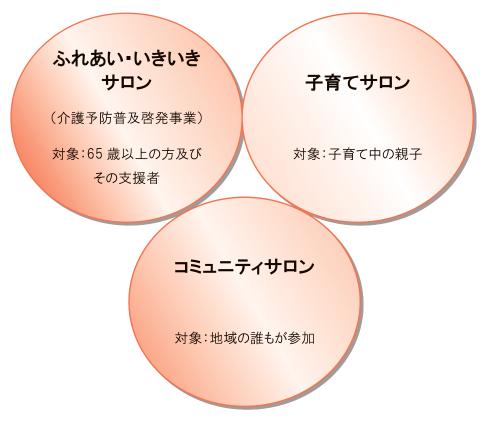
① 子どもから高齢者までの学びの成果を生かした世代間交流を通じて、誰もが地域に参画して生きがいを感じられる「居場所づくり」として、コミュニティサロンの増設を促進します。

【主な事業】

事業名	事業概要(事業のねらいと展開方向)
サロン活動支援事業〔拡充〕	地域住民やボランティアが主体となって、コミュニティセンターや集会所など地域の身近な場所を活用し、集まって過ごす「憩いの場」を作る「サロン活動」を支援します。また音楽療法などをとり入れた新たなメニュー開発など活動の普及に努めます。

〈3つの「サロン」〉

「サロン」とは、高齢者や障がい者、子育て中の親子などが、身近な場所で気軽に仲間づくりや生きがいづくりを行い、地域でいつまでもいきいきと暮らせることを目指す交流活動です。



【現状と課題】

- ふれあい・いきいきサロンは平成 23 年度末で 31 団体でしたが、平成 28 年度末では 56 団体と増加し、目標値も大きく上回っています。しかし、地域によってはサロンのない地域があります。子育てサロンに関しては、新規団体が立ち上がっていますが、平成 23 年度 9 団体、平成 28 年度 10 団体と横ばいです。サロン活動の充実のため意見交換会を毎年実施しています。
- 地区懇談会では、「一人暮らしの人の日常生活のフォローができていない(ごみ出し、買い物、通院、書類提出など)」、「交通手段が少なく不便、タクシー券が不足するので市の中心部から遠いところは配慮して欲しい」、「日常生活を支えるための施設がない(医療機関、店舗、公共施設など)」など、日常生活に対する支援を求める意見がありました。
- ●団体ヒアリングでは、「日中一人で過ごす高齢者を預かる宅老所があればと思う」、 「子育てサロン活動などの場に出てこない人をいかに引き出すことができるかが 課題である」などの居場所に関する意見や、「周辺部に住む障がい者は交通手段 がなく『あいあい』での行事に参加できない」、「サロンまで行けない人を送迎 するため交通手段を確保して欲しい」などの移動手段に関する意見がありました。
- ふれあい・いきいきサロンの参加人数は目標値を上回っていますが、地域によってはサロンのない地域があるため、引き続き、福祉委員会等を通じて、地域の居場所つくりであるサロン活動を推進するとともに、サロンの担い手育成のため民生委員・児童委員等に対し情報提供していく必要があります。
- 健常者でも、公共交通機関が不便なために買い物や通院時の移動に困っているという課題が福祉委員会で上がっている地域があるため、今後も福祉委員会や行政 等の関係機関から情報収集を行い、移動困難者の実情や課題について把握に努め ていく必要があります。

第 4 章

隣近所がお互いに助け合っており、さまざまな活動により支え合いが継続されています。

【社会福祉協議会と行政の役割】

地域福祉計画と共通

● 支援を必要とする人を身近な地域で支えることができるよう、助け合い・支え合いの風土を 醸成します。

【取組内容】

- ①ボランティアやサロン活動を活発化し、居場所づくりにつなげられるよう、市と連携しながら、 従来の活動に音楽療法等を取り入れたり、傾聴カフェ、認知症カフェを開設したりするなど、 活動のノウハウの普及やニーズとのマッチングを図ります。
- ② 買い物支援や困りごと支援など、近所における助け合いや支え合い活動を活性化させるしくみとして、介護機器の貸出、「ちょこボラ」の活用などを組み合わせながら支援します。
- ③ 支援が必要な人への声かけ活動や見守り活動など、民生委員・児童委員等の地域福祉の担い手の活動を支援します。
- ④ 移動困難者の実情や課題について把握に努め、新たな移動手段について地域住民の方と一緒に検討します。

【主な事業】

事業名	事業概要(事業のねらいと展開方向)
サロン活動支援事業	(再掲・45 ページ)
〔拡充〕	
ボランティアセンタ ー の 運営	(再掲・35 ページ)
見守り訪問活動への支援	地域のつながりや福祉課題の発見など福祉委員会が行う 見守り訪問活動を支援します。
小地域ネットワーク活動 の拡充支援 〔拡充〕	福祉委員会が積極的に行っている見守り訪問活動やサロン活動に加えて、一人暮らし高齢者等に対して、地域での福祉課題解決に向け、福祉委員会の中で「話し合いの場」を持つとともに、「ちょこボラ」などを活用しながら小地域ネットワーク活動が拡充できるよう支援します。

1

第5章 社会福祉協議会の基盤強化

1 基盤強化に取り組む背景

誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現と、生きがいを持って暮らせる生活を望んでいます。

しかしながら、少子高齢化の進展や核家族化の進展、共働き世帯やひとり親世帯の増加などに加え、地域のつながりの希薄化や低所得・貧困層の拡大などさまざまな問題が絡み合い、地域住民が抱える福祉課題は複雑かつ多様化してきています。

こうした中、社協は、地域住民や行政、関係団体と協働して個々の福祉課題に対応するとともに、住民主体の地域福祉活動への支援に向けた基盤強化に努めていく必要があります。

また、継続的な事業経営を行うためには、なお一層の経営努力と効率的な事業推進が社協全体に求められています。

2 現状と課題

本会では、これまで地域福祉の推進に取り組みながらも、社協自身の使命、経 営理念等の明文化がされていませんでした。また、理事会及び評議員会において は、定例的な議案の審議の場になり、事業の意思決定や事業の執行に関する議論 や判断ができにくくなっているのが実情です。

また、多様な事業を展開していくうえで、人材を育成していくことは必要不可欠です。しかし、本会では人材育成について、基本方針が明文化されておらず、明確な研修計画が定まっていないことや人事考課制度のしくみがないことが課題となっています。

一方、経営財政基盤について、本会では社協会員制度をとっており、会員は普通会員(住民会員)と特別会員(団体等)の2種類があります。普通会員については、各自治会の協力のもと、会員数の大幅な変動はありませんが、特別会員については募集やPRを行っていないため、ほとんど会員がいないのが現状です。さらに、福祉サービス事業において、特に介護保険サービス事業(居宅介護支援事業・訪問介護事業)は毎年、厳しい財政状況であることから、安定的な事業経営が求められています。

こうした状況を踏まえ、運営基盤の強化を図る必要があります。

3 運営基盤の強化

(1)組織体制の強化

①法人運営

社協の使命、経営理念等の明文化を行います。その理念に基づき、役職員が一体となって地域福祉の推進に取り組みます。

理事会及び評議員会の機能がさらに発揮できるよう研修会等を行うとともに、 組織や事業体制の見直しを定期的に行い、組織体制の強化を図ります。

②経営品質の向上

研修会への役職員の積極的な参加により、法令順守の徹底、リスク管理の強化 及び提供サービスの質の向上に取り組みます。

また、市民に対して各種の広報媒体によって積極的な情報開示に努め、透明性の高い組織運営を行います。

③人材の育成

専門職等必要な有資格者を計画的に配置し、適材適所の人事管理、定員管理を 行うとともに、定期的な研修により職員のスキルアップを図ります。また、仕事 と生活の調和を図り、魅力的な職場づくりに努めます。

また、専門職として人材を育成する観点からも、人事考課制度や給与体系の在り方についても検討していきます。

④地域における公益的な取組

社会福祉法人は、制度では対応できないニーズについて、率先して対応していく取り組みが求められています。

社協では、介護機器の貸出(無料)や福祉移送サービスの実施、社会福祉センターの貸館、社会福祉士等の専門職における現場実習の積極的な受入、また、民生委員児童委員協議会連合会や老人クラブ連合会、更生保護サポートセンターなどの福祉団体への事務局業務等の支援などを行います。また、社会福祉法人をはじめ社会福祉事業を営むNPO法人など民間事業者と連携して地域福祉活動の充実に努めます。

(2) 財政基盤の強化

①会員制度の充実

社協の会員は、活動に賛同し、会費を納入していただいた個人及び団体をいいます。会員になっていただくことにより「地域福祉」を自らの活動として受け止め、地域福祉活動に参加しているという意味をもっています。また、会費は主に各まちづくり協議会で行っている地域福祉活動への助成事業に使われています。

地域住民をはじめ、関係機関・団体、企業等に対し、会員制度及び使途について周知を図り、会員の拡大に努めます。

②共同募金事業の推進

共同募金は、地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援する仕組みとして 全国的に進められている運動です。

集められた募金は、市内の高齢者、障がい者、子育て、国際交流など様々な分野の団体への助成や福祉教育推進助成事業、障がい児交流事業などに使われています。共同募金が地域に根付いていくよう地域住民等に対し、積極的に働きかけを行います。

③効率的かつ安定的な事業経営

市からの補助金、委託金については、収入の約 40%(平成 28 年度決算時)を占めており、重要な財源であることから、安定した財源の確保のため、補助金等により実施する事業の効果を検証し、適正かつ公正な支出管理に努めます。

また、介護保険サービス事業、障害福祉サービス事業については、経営分析を行い、効率的かつ安定的な事業経営に努めます。

1

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の進行管理

本計画は、「第2次亀山市地域福祉計画」とその方向性を同じくするものであり、 市との連携により進捗状況や評価を共有しながら推進するもので、以下の取り組 みにより進行管理を図ります。

(1)計画の周知・啓発

本計画は、出前トークや社協ホームページなどを通じて、市民に周知・啓発を行います。特に、地域まちづくり協議会に対しては、本計画で示した計画の考え方(基本理念、基本目標など)や取組内容などを全地区で説明します。

(2)計画の推進・評価

進行管理については、社協と市により、毎年、全22地区の地域まちづくり協議会・福祉委員会への地域福祉活動に対するヒアリングを行います。

取組内容は、PDCA(計画・実行・評価・改善)のサイクルに基づき、毎年度、社協事業計画に反映させるとともに、主な事業については実施計画シートを作成のうえ、理事会において評価することとします。さらに、その結果を亀山市地域福祉推進委員会に報告し検証を行うものとします。

なお、それぞれの取組内容については、地域まちづくり協議会・福祉委員会との協働、住民の理解、参加度合いなどを含め、地域福祉の視点で総合的に評価することとします。

(3)公表

進捗状況等については、社協ホームページ等にて公表します。

資料編 (参考資料)

1 亀山市の人口・社会資源の状況

亀山市全体の人口構成、世帯、社会資源など、市の概要を数字で整理します。

人口

7.L				
		平成 23 年	平成 29 年	増減
総人口		49,972 人	49,795 人	-177 人
CE #N L	人口	11,033 人	12,912 人	1,879 人
65 歳以上	比率	22.1%	25.9%	3.8%
18 歳以下	人口	8,823 人	8,927 人	104 人
	比率	17.7%	17.9%	0.2%
	人口	2,099 人	1,877 人	-222 人
外国籍	比率	4.2%	3.8%	-0.4%

带带

E 112			
	平成 23 年	平成 29 年	増減
総世帯	20,096 世帯	21,107 世帯	1,011 世帯
ひとり暮らし	762 世帯	867 世帯	105 世帯
ふたり暮らし	505 世帯	579 世帯	74 世帯

地域組織

	平成 23 年	平成 29 年	増減
自治会	224	237	13
老人クラブ	64	39	-25
子ども会	73	55	-18

福祉・教育等に関する社会資源

	平成 23 年	平成 29 年	増減
民生委員·児童委員	87 人	89 人	2
福祉委員	339 人	363 人	24
介護保険施設· 事業所	6	32	26
障がい福祉施設・ 事業所	3	16	13
ふれあい・いきいき サロン	34	80	46
子育てサロン	10	8	-2
コミュニティサロン	0	8	8
保育所	13	13	0
幼稚園	6	5	-1
認定こども園	0	1	1
放課後児童クラブ	10	16	6
放課後子ども教室	8	11	3
子育て支援センター	7	7	0
学校(小·中·高)	16	16	0

(資料元、基準時点など)

- ※ 基準時点は、原則として 10 月 1 日現在
- ※ 人口、世帯/亀山市市民部資料
- ※ ひとり暮らし、ふたり暮らし世帯は 75 歳以上の世帯/民生委員・児童委員による実態調査結果
- ※ 自治会数は亀山市自治会連合会に加入している自治会
- ※ 老人クラブ数は亀山市老人クラブ連合会に加入している単位老人クラブ
- ※ 子ども会数は亀山市子ども会育成者連絡協議会に加入している単位子ども会
- ※ 介護保険施設・事業所については通所及び入所を行っている施設・事業所/三重県資料 ただし、介護保険施設・事業所の平成23年のデータは介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び 養護老人ホームのみの数
- ※ 障がい者施設・事業所については通所及び入所を行っている施設・事業所/亀山市健康福祉部資料

2 各地区の人口・社会資源の状況

以下のページでは、各地区(まちづくり協議会)の人口構成、世帯、社会資源など、地区の概要を数字で整理します。

数値の資料元や基準時点は、市全体のものと同じです。



(1) 昼生地区

人口

平成 23 年 平成 29 年 増減 総人口 1,754 人 1,607 人 -147 人 490 人 567 人 77 人 人口 65 歳以上 7.4% 比率 27.9% 35.3% 人口 284 人 213.人 -71 人 18 歳以下 13.3% -2.9% 比率 16.2% 57 人 54 人 -3 人 人口 外国籍 比率 3.2% 3.4% 0.2%

世帯

	平成 23 年	平成 29 年	増減
総世帯	644 世帯	655 世帯	11 世帯
ひとり暮らし	25 世帯	29 世帯	4 世帯
ふたり暮らし	14 世帯	25 世帯	11 世帯

地域組織

	平成 23 年	平成 29 年	増減
自治会	7	7	0
老人クラブ	3	1	-2
子ども会	4	4	0

福祉・教育等に関する社会資源

	平成 23 年	平成 29 年	増減
民生委員·児童委員	3 人	3 人	0
福祉委員	11 人	11 人	0
介護保険施設· 事業所	0	0	0
障がい福祉施設・ 事業所	0	0	0
ふれあい・いきいき サロン	0	2	2
子育てサロン	0	0	0
コミュニティサロン	0	0	0
保育所	1	1	0
幼稚園	0	0	0
認定こども園	0	0	0
放課後児童クラブ	1	1	0
放課後子ども教室	1	1	0
子育て支援センター	0	0	0
学校(小・中・高)	1	1	0

(2) 井田川南地区

人口

F 41 1				
		平成 23 年	平成 29 年	増減
総人口		4,369 人	4,666 人	297 人
65 歳以上	人口	926 人	1,090 人	164 人
00 成以工	比率	21.2%	23.4%	2.2%
10 #117	人口	774 人	847 人	73 人
18 歳以下	比率	17.7%	18.2%	0.5%
加豆笠	人口	224 人	311 人	87 人
外国籍	比率	5.1%	6.7%	1.6%

世帯

		平成 23 年	平成 29 年	増減
糸	8世帯	1,832 世帯	2,034 世帯	202 世帯
7	トとり暮らし	64 世帯	85 世帯	21 世帯
Š	ふたり暮らし	37 世帯	48 世帯	11 世帯

地域組織

	平成 23 年	平成 29 年	増減
自治会	14	19	5
老人クラブ	5	2	-3
子ども会	6	2	-4

HILL WHALLY	サービー		
	平成 23 年	平成 29 年	増減
民生委員·児童委員	8 人	8 人	0
福祉委員	24 人	29 人	5
介護保険施設· 事業所	0	3	3
障がい福祉施設・ 事業所	0	3	3
ふれあい・いきいき サロン	0	1	1
子育てサロン	0	0	0
コミュニティサロン	0	0	0
保育所	1	2	1
幼稚園	0	0	0
認定こども園	0	0	0
放課後児童クラブ	0	2	2
放課後子ども教室	0	0	0
子育て支援センター	0	0	0
学校(小·中·高)	0	0	0

(3) 井田川北地区

人口

平成 23 年 平成 29 年 増減 総人口 7,491 人 7,862 人 371 人 851 人 1,395 人 544 人 人口 65 歳以上 17.7% 比率 11.4% 6.3% 1,869 人 127 人 人口 1,742 人 18 歳以下 0.5% 比率 23.3% 23.8% 52 人 49 人 -3 人 人口 外国籍 0.7% -0.1% 比率 0.6%

世帯

	平成 23 年	平成 29 年	増減
総世帯	2,581 世帯	2,865 世帯	284 世帯
ひとり暮らし	30 世帯	49 世帯	19 世帯
ふたり暮らし	27 世帯	40 世帯	13 世帯

地域組織

	平成 23 年	平成 29 年	増減
自治会	13	13	0
老人クラブ	1	1	0
子ども会	3	4	1

福祉・教育等に関する社会資源

	平成 23 年	平成 29 年	増減
民生委員·児童委員	9 人	9人	0
福祉委員	34 人	39 人	5
介護保険施設・	0	2	2
事業所			
障がい福祉施設・	0	1	1
事業所	O	ļ	-
ふれあい・いきいき	1	2	1
サロン	I	۷	1
子育てサロン	1	1	0
コミュニティサロン	0	1	1
保育所	0	0	0
幼稚園	3	3	0
認定こども園	0	0	0
放課後児童クラブ	2	2	0
放課後子ども教室	0	1	1
子育て支援センター	0	0	0
学校(小·中·高)	1	1	0

(4) 川崎地区

人口

		平成 23 年	平成 29 年	増減
総人口		6,186 人	6,507 人	321 人
65 歳以上	人口	1,035 人	1,346 人	311 人
03 成以工	比率	16.7%	20.7%	4.0%
10 # 11 7	人口	1,243 人	1,306 人	63 人
18 歳以下	比率	20.1%	20.1%	0.0%
加豆笠	人口	196 人	200 人	4 人
外国籍	比率	3.2%	3.1%	-0.1%

世帯

F- 113			
	平成 23 年	平成 29 年	増減
総世帯	2,471 世帯	2,727 世帯	256 世帯
ひとり暮らし	51 世帯	61 世帯	10 世帯
ふたり暮らし	35 世帯	41 世帯	6 世帯

地域組織

	平成 23 年	平成 29 年	増減
自治会	14	14	C
老人クラブ	14	8	-6
子ども会	11	10	-1

	平成 23 年	平成 29 年	増減
民生委員·児童委員	7人	8 人	1
福祉委員	27 人	27 人	0
介護保険施設· 事業所	0	5	5
障がい福祉施設・ 事業所	0	1	1
ふれあい・いきいき サロン	2	7	5
子育てサロン	2	1	-1
コミュニティサロン	0	0	0
保育所	2	2	0
幼稚園	0	0	0
認定こども園	0	0	0
放課後児童クラブ	1	2	1
放課後子ども教室	1	1	0
子育て支援センター	1	1	0
学校(小·中·高)	2	2	0

(5) 野登地区

人口

		平成 23 年	平成 29 年	増減
総人口		2,446 人	2,200 人	-246 人
GE #N L	人口	730 人	774 人	44 人
65 歳以上	比率	29.8%	35.2%	5.4%
10 # 11 -	人口	376 人	295 人	-81 人
18 歳以下	比率	15.4%	13.4%	-2.0%
加田笠	人口	4 人	23 人	19 人
外国籍	比率	0.2%	1.0%	0.8%

世帯

	平成 23 年	平成 29 年	増減
総世帯	836 世帯	858 世帯	22 世帯
ひとり暮らし	53 世帯	48 世帯	-5 世帯
ふたり暮らし	25 世帯	21 世帯	-4 世帯

地域組織

	平成 23 年	平成 29 年	増減
自治会	6	6	0
老人クラブ	6	3	-3
子ども会	6	5	-1

福祉・教育等に関する社会資源

	平成 23 年	平成 29 年	増減
民生委員·児童委員	5人	5人	0
福祉委員	16 人	16 人	0
介護保険施設· 事業所	0	1	1
障がい福祉施設・ 事業所	0	1	1
ふれあい・いきいき サロン	0	4	4
子育てサロン	1	0	-1
コミュニティサロン	0	0	0
保育所	1	1	0
幼稚園	0	0	0
認定こども園	0	0	0
放課後児童クラブ	1	1	0
放課後子ども教室	1	1	0
子育て支援センター	1	1	0
学校(小・中・高)	1	1	0

(6) 白川地区

人口

<u> </u>				
		平成 23 年	平成 29 年	増減
総人口		871 人	809 人	-62 人
CE #N L	人口	293 人	311 人	18 人
65 歳以上	比率	33.6%	38.4%	4.8%
10 # 11 -	人口	108 人	111人	3 人
18 歳以下	比率	12.4%	13.7%	1.3%
从日午	人口	24 人	24 人	0人
外国籍	比率	2.8%	3.0%	0.2%

世帯

<u> </u>			
	平成 23 年	平成 29 年	増減
総世帯	338 世帯	340 世帯	2 世帯
ひとり暮らし	21 世帯	19 世帯	-2 世帯
ふたり暮らし	13 世帯	13 世帯	〇 世帯

地域組織

	平成 23 年	平成 29 年	増減
自治会	3	3	0
老人クラブ	2	2	0
子ども会	1	1	0

福祉・教育等に関する社会資源					
	平成 23 年	平成 29 年	増減		
民生委員·児童委員	2 人	2 人	0		
福祉委員	10 人	10 人	0		
介護保険施設· 事業所	0	0	0		
障がい福祉施設・ 事業所	0	0	0		
ふれあい・いきいき サロン	1	1	0		
子育てサロン	0	0	0		
コミュニティサロン	0	0	0		
保育所	0	0	0		
幼稚園	0	0	0		
認定こども園	0	0	0		
放課後児童クラブ	0	0	0		
放課後子ども教室	0	1	1		
子育て支援センター	0	0	0		
学校(小·中·高)	1	1	0		

平成 23 年 平成 29 年 増減 総人口 3,410 人 3,022 人 -388 人 630 人 752 人 122 人 人口 65 歳以上 24.9% 6.4% 比率 18.5% 478 人 449 人 -29 人 人口 18 歳以下 14.0% 0.9% 比率 14.9% 641 人 270 人 -371 人 人口 外国籍 18.8% 8.9% -9.9% 比率

世帯

	平成 23 年	平成 29 年	増減
総世帯	1,600 世帯	1,473 世帯	-127 世帯
ひとり暮らし	21 世帯	32 世帯	11 世帯
ふたり暮らし	22 世帯	27 世帯	5 世帯

地域組織

	平成 23 年	平成 29 年	増減
自治会	10	10	0
老人クラブ	4	0	-4
子ども会	8	8	0

福祉・教育等に関する社会資源

	平成 23 年	平成 29 年	増減
民生委員·児童委員	4 人	4 人	0
福祉委員	15 人	14 人	-1
介護保険施設· 事業所	0	3	3
障がい福祉施設・ 事業所	0	1	1
ふれあい・いきいき サロン	5	11	6
子育てサロン	0	1	1
コミュニティサロン	0	1	1
保育所	1	1	0
幼稚園	0	0	0
認定こども園	0	0	0
放課後児童クラブ	1	1	0
放課後子ども教室	1	1	0
子育て支援センター	0	0	0
学校(小・中・高)	1	1	0

(8)野村地区

人口

		平成 23 年	平成 29 年	増減
総人口		2,068 人	2,080 人	12 人
65 歳以上	人口	557 人	599 人	42 人
03 成以工	比率	26.9%	28.8%	1.9%
10 # 11 -	人口	287 人	345 人	58 人
18 歳以下	比率	13.9%	16.6%	2.7%
加豆笠	人口	108 人	156 人	48 人
外国籍	比率	5.2%	7.5%	2.3%

世帯

— 11 -				
	平成 23 年	平成 29 年	増減	
総世帯	979 世帯	989 世帯	10 世帯	
ひとり暮らし	55 世帯	54 世帯	-1 世帯	
ふたり暮らし	26 世帯	40 世帯	14 世帯	

地域組織

	平成 23 年	平成 29 年	増減
自治会	12	12	(
老人クラブ	2	2	(
子ども会	3	3	(

	平成 23 年	平成 29 年	増減
民生委員·児童委員	3 人	3 人	0
福祉委員	24 人	27 人	3
介護保険施設· 事業所	1	2	1
デポバー	0	0	0
ふれあい·いきいき サロン	1	2	1
子育てサロン	1	1	0
コミュニティサロン	0	0	0
保育所	1	1	0
幼稚園	0	0	0
認定こども園	0	0	0
放課後児童クラブ	0	0	0
放課後子ども教室	0	0	0
子育て支援センター	0	0	0
学校(小·中·高)	0	0	0

(9)城東地区

人口

平成 23 年 平成 29 年 増減 総人口 795 人 749 人 -46 人 222 人 231 人 9 人 人口 65 歳以上 2.9% 比率 27.9% 30.8% _ 125 人 --10 人 135 人 人口 18 歳以下 -0.3% 比率 17.0% 16.7% 10 人 18 人 8 人 人口 外国籍 比率 1.3% 2.4% 1.1%

世帯

	平成 23 年	平成 29 年	増減
総世帯	320 世帯	322 世帯	2 世帯
ひとり暮らし	29 世帯	26 世帯	-3 世帯
ふたり暮らし	14 世帯	13 世帯	-1 世帯

地域組織

	平成 23 年	平成 29 年	増減
自治会	13	13	0
老人クラブ	2	1	-1
子ども会	2	1	-1

福祉・教育等に関する社会資源

	平成 23 年	平成 29 年	増減
民生委員·児童委員	2 人	2 人	0
福祉委員	13 人	13 人	0
介護保険施設· 事業所	0	0	0
障がい福祉施設・ 事業所	0	2	2
ふれあい・いきいき サロン	0	4	4
子育てサロン	0	0	0
コミュニティサロン	0	0	0
保育所	1	1	0
幼稚園	1	1	0
認定こども園	0	0	0
放課後児童クラブ	0	3	3
放課後子ども教室	1	1	0
子育て支援センター	1	1	0
学校(小・中・高)	1	1	0

(10) 城西地区

人口

, t i					
		平成 23 年	平成 29 年	増減	
総人口		707 人	695 人	-12 人	
CE #N L	人口	270 人	279 人	9 人	
65 歳以上	比率	38.2%	40.1%	1.9%	
10 歩いて	人口	96 人	105 人	9 人	
18 歳以下	比率	13.6%	15.1%	1.5%	
从已经	人口	7人	26 人	19 人	
外国籍	比率	1.0%	3.7%	2.7%	

世帯

	平成 23 年	平成 29 年	増減
総世帯	306 世帯	306 世帯	〇 世帯
ひとり暮らし	26 世帯	26 世帯	O 世帯
ふたり暮らし	20 世帯	18 世帯	-2 世帯

地域組織

	平成 23 年	平成 29 年	増減
自治会	9	10	1
老人クラブ	1	1	0
子ども会	2	2	0

	平成 23 年	平成 29 年	増減
民生委員·児童委員	2 人	2 人	0
福祉委員	9 人	9 人	0
介護保険施設· 事業所	0	0	0
障がい福祉施設・ 事業所	1	1	0
ふれあい・いきいき サロン	0	0	0
子育てサロン	0	0	0
コミュニティサロン	0	0	0
保育所	1	1	0
幼稚園	0	0	0
認定こども園	0	0	0
放課後児童クラブ	0	0	0
放課後子ども教室	0	0	0
子育て支援センター	1	1	0
学校(小・中・高)	1	1	0

		平成 23 年	平成 29 年	増減
総人口		3,411 人	3,809 人	398 人
CE #N L	人口	564 人	719 人	155 人
65 歳以上	比率	16.5%	18.9%	2.4%
10 垰니노	人口	788 人	893 人	105 人
18 歳以下	比率	23.1%	23.4%	0.3%
以已签	人口	95 人	102 人	7人
外国籍	比率	2.8%	2.7%	-0.1%

世帯

	平成 23 年	平成 29 年	増減
総世帯	1,356 世帯	1,534 世帯	178 世帯
ひとり暮らし	39 世帯	44 世帯	5 世帯
ふたり暮らし	16 世帯	27 世帯	11 世帯

地域組織

	平成 23 年	平成 29 年	増減
自治会	13	15	2
老人クラブ	2	2	0
子ども会	5	4	-1

福祉・教育等に関する社会資源

	平成 23 年	平成 29 年	増減
民生委員·児童委員	5人	5人	0
福祉委員	13 人	11 人	-2
介護保険施設· 事業所	2	6	4
障がい福祉施設・ 事業所	0	2	2
ふれあい·いきいき サロン	3	5	2
子育てサロン	1	2	1
コミュニティサロン	0	0	0
保育所	0	0	0
幼稚園	0	0	0
認定こども園	0	0	0
放課後児童クラブ	1	0	-1
放課後子ども教室	0	0	0
子育て支援センター	1	1	0
学校(小・中・高)	0	0	0

(12) 御幸地区

人口

		平成 23 年	平成 29 年	増減
総人口		834 人	782 人	-52 人
CE #N L	人口	174 人	177 人	3 人
65 歳以上	比率	20.9%	22.6%	1.7%
18 歳以下	人口	119人	122 人	3 人
0 歳以下	比率	14.3%	15.6%	1.3%
加豆笠	人口	120 人	51 人	-69 人
外国籍	比率	14.4%	6.5%	-7.9%

世帯

— 11				
	平成 23 年	平成 29 年	増減	
総世帯	432 世帯	382 世帯	-50 世帯	
ひとり暮らし	24 世帯	26 世帯	2 世帯	
ふたり暮らし	11 世帯	5 世帯	-6 世帯	

地域組織

	平成 23 年	平成 29 年	増減
自治会	7	9	7.4
老人クラブ	0	0	(
子ども会	1	1	(

	平成 23 年	平成 29 年	増減
民生委員·児童委員	2 人	2 人	0
福祉委員	8 人	8人	0
介護保険施設·	1	1	0
事業所	I		O
障がい福祉施設・	0	0	0
事業所	O	O	0
ふれあい・いきいき	2	3	1
サロン	2	3	1
子育てサロン	1	0	-1
コミュニティサロン	0	0	0
保育所	0	0	0
幼稚園	0	0	0
認定こども園	0	0	0
放課後児童クラブ	0	0	0
放課後子ども教室	0	0	0
子育て支援センター	1	1	0
学校(小・中・高)	0	0	0

平成 23 年 平成 29 年 増減 総人口 1,918 人 1,781 人 -137 人 566 人 601 人 35 人 人口 65 歳以上 33.7% 4.2% 比率 29.5% 287 人 -27 人 人口 260 人 18 歳以下 14.6% -0.4% 比率 15.0% 228 人 158 人 -70 人 人口 外国籍 比率 11.9% 8.9% -3.0%

世帯

	平成 23 年	平成 29 年	増減
総世帯	847 世帯	827 世帯	-20 世帯
ひとり暮らし	52 世帯	64 世帯	12 世帯
ふたり暮らし	43 世帯	50 世帯	7 世帯

地域組織

	平成 23 年	平成 29 年	増減
自治会	17	17	0
老人クラブ	2	2	0
子ども会	0	0	0

福祉・教育等に関する社会資源

	平成 23 年	平成 29 年	増減
民生委員·児童委員	4 人	4 人	0
福祉委員	10 人	8 人	-2
介護保険施設· 事業所	0	1	1
障がい福祉施設・ 事業所	1	1	0
ふれあい·いきいき サロン	1	2	1
子育てサロン	0	0	0
コミュニティサロン	0	0	0
保育所	1	1	0
幼稚園	1	1	0
認定こども園	0	0	0
放課後児童クラブ	1	1	0
放課後子ども教室	0	1	1
子育て支援センター	0	0	0
学校(小·中·高)	2	2	0

(14) 北東地区

人口

<u> </u>				
		平成 23 年	平成 29 年	増減
総人口		1,236 人	1,180 人	-56 人
CE 뉴이 L	人口	323 人	332 人	9人
65 歳以上	比率	26.1%	28.1%	2.0%
18 歳以下	人口	226 人	219 人	-7 人
10 成以下	比率	18.3%	18.6%	0.3%
从已签	人口	16 人	28 人	12 人
外国籍	比率	1.3%	2.4%	1.1%

世帯

F- 11-				
	平成 23 年	平成 29 年	増減	
総世帯	498 世帯	506 世帯	8 世帯	
ひとり暮らし	34 世帯	30 世帯	-4 世帯	
ふたり暮らし	21 世帯	17 世帯	-4 世帯	

地域組織

	平成 23 年	平成 29 年	増減
自治会	6	7	1
老人クラブ	2	1	-1
子ども会	4	4	0

HILL WHALLOW	U L A A M		
	平成 23 年	平成 29 年	増減
民生委員·児童委員	3 人	3 人	0
福祉委員	10 人	8 人	-2
介護保険施設·	0	2	2
事業所	Ŭ		
障がい福祉施設・	0	0	0
事業所	U	O	0
ふれあい・いきいき	2	5	3
サロン	2	3)
子育てサロン	1	0	-1
コミュニティサロン	0	2	2
保育所	0	0	0
幼稚園	0	0	0
認定こども園	0	0	0
放課後児童クラブ	0	0	0
放課後子ども教室	0	0	0
子育て支援センター	0	0	0
学校(小・中・高)	0	0	0
3 124 (3)		l	

平成 23 年 平成 29 年 増減 総人口 2,994 人 2,983 人 -11 人 686 人 801 人 115 人 人口 65 歳以上 比率 22.9% 26.9% 4.0% -12 人 人口 492 人 480 人 18 歳以下 -0.3% 16.1% 比率 16.4% 107 人 105人 -2 人 人口 外国籍 3.5% 比率 3.6% -0.1%

世帯

	平成 23 年	平成 29 年	増減
総世帯	1,239 世帯	1,305 世帯	66 世帯
ひとり暮らし	44 世帯	47 世帯	3 世帯
ふたり暮らし	29 世帯	32 世帯	3 世帯

地域組織

	平成 23 年	平成 29 年	増減
自治会	12	14	2
老人クラブ	2	2	0
子ども会	2	1	-1

福祉・教育等に関する社会資源

	平成 23 年	平成 29 年	増減
民生委員·児童委員	4 人	5人	1
福祉委員	29 人	34 人	5
介護保険施設· 事業所	1	1	0
障がい福祉施設・ 事業所	0	0	0
ふれあい·いきいき サロン	1	3	2
子育てサロン	0	0	0
コミュニティサロン	0	1	1
保育所	0	0	0
幼稚園	0	0	0
認定こども園	0	0	0
放課後児童クラブ	0	0	0
放課後子ども教室	0	0	0
子育て支援センター	0	0	0
学校(小・中・高)	0	0	0

(16) 天神·和賀地区

人口

		平成 23 年	平成 29 年	増減
総人口		1,637 人	1,656 人	19 人
CE #N L	人口	470 人	503 人	33 人
65 歳以上	比率	28.7%	30.4%	1.7%
18 歳以下	人口	243 人	260 人	17 人
0 歳以下	比率	14.8%	15.7%	0.9%
加豆笠	人口	37 人	43 人	6 人
外国籍	比率	2.3%	2.6%	0.3%

世帯

	平成 23 年	平成 29 年	増減
総世帯	680 世帯	715 世帯	35 世帯
ひとり暮らし	33 世帯	28 世帯	-5 世帯
ふたり暮らし	21 世帯	34 世帯	13 世帯

地域組織

	平成 23 年	平成 29 年	増減
自治会	12	12	(
老人クラブ	2	2	(
子ども会	4	2	-2

		平成 23 年	平成 29 年	増減
	民生委員·児童委員	3 人	3 人	0
	福祉委員	12 人	12 人	0
	介護保険施設· 事業所	0	1	1
	障がい福祉施設・ 事業所	0	0	0
	ふれあい・いきいき サロン	0	0	0
	子育てサロン	0	0	0
	コミュニティサロン	0	1	1
	保育所	1	1	0
	幼稚園	0	0	0
	認定こども園	0	0	0
	放課後児童クラブ	0	1	1
	放課後子ども教室	1	1	0
	子育て支援センター	0	0	0
	学校(小・中・高)	2	2	0
ı				

平成 23 年 平成 29 年 増減 総人口 780 人 681 人 -99 人 218 人 235 人 17 人 人口 65 歳以上 34.5% 比率 27.9% 6.6% --29 人 118人 人口 89 人 18 歳以下 13.1% -2.0% 比率 15.1% -1 人 14 人 13 人 人口 外国籍 比率 1.8% 1.9% 0.1%

世帯

	平成 23 年	平成 29 年	増減
総世帯	275 世帯	268 世帯	-7 世帯
ひとり暮らし	7 世帯	14 世帯	7 世帯
ふたり暮らし	9 世帯	7 世帯	-2 世帯

地域組織

	平成 23 年	平成 29 年	増減
自治会	4	4	0
老人クラブ	1	1	0
子ども会	0	1	1

福祉・教育等に関する社会資源

	平成 23 年	平成 29 年	増減
民生委員·児童委員	1人	1人	0
福祉委員	10 人	17 人	7
介護保険施設· 事業所	0	0	0
障がい福祉施設・ 事業所	0	0	0
ふれあい·いきいき サロン	1	2	1
子育てサロン	0	0	0
コミュニティサロン	0	0	0
保育所	0	0	0
幼稚園	0	0	0
認定こども園	0	0	0
放課後児童クラブ	0	0	0
放課後子ども教室	0	0	0
子育て支援センター	0	0	0
学校(小·中·高)	0	0	0

(18) 関宿地区

人口

		平成 23 年	平成 29 年	増減
総人口		3,564 人	3,285 人	-279 人
65 歳以上	人口	1,026 人	1,111 人	85 人
00 成以工	比率	28.8%	33.8%	5.0%
10 歩いて	人口	533 人	470 人	-63 人
18 歳以下	比率	15.0%	14.3%	-0.7%
从已签	人口	80 人	77 人	-3 人
外国籍	比率	2.2%	2.3%	0.1%

世帯

<u> </u>			
	平成 23 年	平成 29 年	増減
総世帯	1,462 世帯	1,468 世帯	6 世帯
ひとり暮らし	91 世帯	112 世帯	21 世帯
ふたり暮らし	62 世帯	57 世帯	-5 世帯

地域組織

	平成 23 年	平成 29 年	増減
自治会	28	28	0
老人クラブ	7	4	-3
子ども会	3	1	-2

HILL WHALLING			
	平成 23 年	平成 29 年	増減
民生委員·児童委員	9 人	9 人	0
福祉委員	31 人	32 人	1
介護保険施設· 事業所	0	3	3
障がい福祉施設・ 事業所	1	3	2
ふれあい·いきいき サロン	6	15	9
子育てサロン	2	1	-1
コミュニティサロン	0	1	1
保育所	1	0	-1
幼稚園	1	0	-1
認定こども園	0	1	1
放課後児童クラブ	1	1	0
放課後子ども教室	1	1	0
子育て支援センター	1	1	0
学校(小·中·高)	2	2	0

平成 23 年 平成 29 年 増減 総人口 1,219 人 1,329 人 110 人 269 人 324 人 55 人 人口 65 歳以上 24.4% 2.3% 比率 22.1% 206 人 人口 200 人 6 人 18 歳以下 -0.9% 比率 16.4% 15.5% 46 人 87 人 人口 133 人 外国籍 比率 3.8% 10.0% 6.2%

世帯

	平成 23 年	平成 29 年	増減
総世帯	532 世帯	652 世帯	120 世帯
ひとり暮らし	9 世帯	13 世帯	4 世帯
ふたり暮らし	17 世帯	21 世帯	4 世帯

地域組織

	平成 23 年	平成 29 年	増減
自治会	7	7	0
老人クラブ	1	1	0
子ども会	0	0	0

福祉・教育等に関する社会資源

	平成 23 年	平成 29 年	増減
民生委員·児童委員	3 人	3 人	0
福祉委員	6人	6人	0
介護保険施設· 事業所	0	0	0
障がい福祉施設・ 事業所	0	0	0
ふれあい・いきいき サロン	1	0	-1
子育てサロン	0	0	0
コミュニティサロン	0	0	0
保育所	0	0	0
幼稚園	0	0	0
認定こども園	0	0	0
放課後児童クラブ	0	0	0
放課後子ども教室	0	0	0
子育て支援センター	0	0	0
学校(小・中・高)	0	0	0

(20) 関南部地区

人口

		平成 23 年	平成 29 年	増減	
総人口		817 人	849 人	32 人	
CE #N L	人口	185 人	220 人	35 人	
65 歳以上	比率	22.6%	25.9%	3.3%	
10 # 11 -	人口	120 人	121 人	1人	
18 歳以下	比率	14.7%	14.3%	-0.4%	
	人口	12 人	16 人	4 人	
外国籍	比率	1.5%	1.9%	0.4%	

世帯

— · · ·				
	平成 23 年	平成 29 年	増減	
総世帯	294 世帯	343 世帯	49 世帯	
ひとり暮らし	10 世帯	19 世帯	9 世帯	
ふたり暮らし	12 世帯	9 世帯	-3 世帯	

地域組織

	平成 23 年	平成 29 年	増減
自治会	7	7	(
老人クラブ	1	1	(
子ども会	0	0	(

		平成 23 年	平成 29 年	増減
	民生委員·児童委員	2 人	2人	0
	福祉委員	11 人	13 人	2
	介護保険施設· 事業所	0	0	0
	障がい福祉施設・ 事業所	0	0	0
	ふれあい・いきいき サロン	3	5	2
	子育てサロン	0	1	1
	コミュニティサロン	0	1	1
	保育所	0	0	0
	幼稚園	0	0	0
	認定こども園	0	0	0
	放課後児童クラブ	0	0	0
_	放課後子ども教室	0	0	0
	子育て支援センター	0	0	0
	学校(小・中・高)	0	0	0
L				

平成 23 年 平成 29 年 増減 997 人 総人口 1,138 人 -141 人 399 人 406 人 人口 65 歳以上 40.7% 5.6% 比率 35.1% 144 人 -20 人 人口 124 人 18 歳以下 12.7% -0.3% 比率 12.4% 20 人 17 人 -3 人 人口 外国籍 比率 1.8% 1.7% -0.1%

世帯

	平成 23 年	平成 29 年	増減
総世帯	427 世帯	420 世帯	-7 世帯
ひとり暮らし	32 世帯	31 世帯	-1 世帯
ふたり暮らし	23 世帯	22 世帯	-1 世帯

地域組織

	平成 23 年	平成 29 年	増減
自治会	7	7	0
老人クラブ	2	0	-2
子ども会	7	1	-6

福祉・教育等に関する社会資源

	平成 23 年	平成 29 年	増減
民生委員·児童委員	4 人	4 人	0
福祉委員	7人	7 人	0
介護保険施設· 事業所	0	0	0
障がい福祉施設・ 事業所	0	0	0
ふれあい・いきいき サロン	3	3	0
子育てサロン	0	0	0
コミュニティサロン	0	0	0
保育所	1	1	0
幼稚園	0	0	0
認定こども園	0	0	0
放課後児童クラブ	1	1	0
放課後子ども教室	1	1	0
子育て支援センター	0	0	0
学校(小・中・高)	1	1	0

(22) 坂下地区

人口

7.1				
		平成 23 年	平成 29 年	増減
総人口		327 人	266 人	-61 人
65 歳以上	人口	149 人	139 人	-10 人
	比率	45.6%	52.3%	6.7%
18 歳以下	人口	30 人	18 人	-12 人
	比率	9.2%	6.8%	-2.4%
外国籍	人口	1人	3 人	2 人
	比率	0.3%	1.1%	0.8%

世帯

F 112			
	平成 23 年	平成 29 年	増減
総世帯	147 世帯	118 世帯	-29 世帯
ひとり暮らし	12 世帯	10 世帯	-2 世帯
ふたり暮らし	8 世帯	12 世帯	4 世帯

地域組織

	平成 23 年	平成 29 年	増減
自治会	3	3	0
老人クラブ	2	2	0
子ども会	1	0	-1

田田 秋日寺に図り		T + 00 +	124 _1
	平成 23 年	平成 29 年	増減
民生委員·児童委員	2 人	2 人	0
福祉委員	9 人	12 人	3
介護保険施設・	1	1	0
事業所	1		0
障がい福祉施設・	0	0	0
事業所	U	O	0
ふれあい・いきいき	1	3	2
サロン	I	3	2
子育てサロン	0	0	0
コミュニティサロン	0	0	0
保育所	0	0	0
幼稚園	0	0	0
認定こども園	0	0	0
放課後児童クラブ	0	0	0
放課後子ども教室	0	0	0
子育て支援センター	0	0	0
学校(小·中·高)	0	0	0

3 策定経過等

(1) 策定経過

日付	会議等	内容
平成 28 年度		
平成 28 年 8月 20 日 ~	地区懇談会	22 地区(13 会場)で実施
9月30日		
10月19日 ~ 12月8日	団体ヒアリング	8団体、3法人に実施
平成 29 年度		
平成 29 年 8月9日	第1回策定委員会	・委員長、副委員長の選出・策定方針について・策定スケジュールについて
10月17日	第2回策定委員会	・総論素案に対する意見対応について ・各論素案について
11月22日	第3回策定委員会	・地域福祉活動計画最終案について
12月19日 ~ 平成30年 1月20日	パブリック・コメント	30 日間
平成30年1月	第2次亀山市地域福祉活動計画 策定	

(2) 策定委員会設置要綱

亀山市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 亀山市地域福祉活動計画(以下「活動計画」という。)を策定するにあたり、地域福祉 の推進に対する意見を幅広く求めた上で必要な検討を行うため、亀山市社会福祉協議会地域 福祉活動計画策定委員会(以下、「委員会」という。)を置く。

(役割)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。
 - (1)地域福祉活動計画に関すること。
 - (2) その他、地域福祉活動の推進に必要と認められる事項に関すること。

(構成)

- 第3条 委員会の委員は12人以内とする。
- 2 委員会は、次の各号に掲げる者の内から、会長が委嘱又は任命する。
 - (1) 亀山市社会福祉協議会理事及び評議員
 - (2) 学識経験者
 - (3) その他会長が必要と認めた者

(委員会)

- 第4条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は委員会を代表し、議事その他の会務を統括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、最初に召集する会議は会長が招 集する。

(ワーキンググループ)

- 第6条 活動計画の策定に関し、必要な事項を調査・研究し、計画素案を作成するために、ワーキンググループを設置することができる。
- 2 ワーキンググループは、委員長が指名する者をもって組織する。

(意見の聴取)

第7条 委員会が必要と認めた場合には、委員以外の者を会議に出席させて意見及び説明を聴くことができる。

(任期)

第8条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の日までとする。ただし、辞職等に伴い、新た に選任されることとなる委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、亀山市社会福祉協議会内に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会 に諮って定める。

附 則

- この要綱は、平成23年6月1日から施行する。
- この要綱は、平成29年6月28日から施行する。

(3) 策定委員会名簿

	氏 名	所属
委員長	板井 正斉	皇学館大学 教育開発センター准教授
副委員長	伊藤ふじ子	元教育長
	一見 八郎	亀山市自治会連合会
	小林 智子	亀山市民生委員児童委員協議会連合会
	野田 明美	社会福祉法人青山里会(亀山老人保健施設)
	山内 秀喜	亀山市地域まちづくり協議会連絡会議
委員	渡邉 勝也	亀山市老人クラブ連合会
	関 弘江	三重県人権擁護委員連合会 津人権擁護委員協議会 亀山地区委員会
	佐野 健治	特定非営利活動法人 夢想会「夢想工房」
	渡辺 重和	亀山市ボランティア連絡協議会
	黒田 力男	元関町助役

[・]策定委員は理事5名、評議員5名、学識経験者1名で構成しています。

第2次亀山市地域福祉活動計画

発行年月/平成 30 年 1 月 発 行/社会福祉法人 亀山市社会福祉協議会 〒519-0164

> 三重県亀山市羽若町 545 番地 Tel. 0595-82-7985 Fax. 0595-83-1578

URL http://kameyama-shakyo.or.jp/

